

「主要国の保険制度に関する調査」
〈米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス〉

平成 23 年 2 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

米国（ニューヨーク州）	1
1. 保険会社・子会社の業務範囲	1
（1） 保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①(i)、(v)	1
① 保険会社の業務範囲	1
（a） 生命保険会社	1
（b） 損害保険会社	2
② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性	5
（a） 生命保険会社	5
（b） 損害保険会社	5
（2） 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について	6
① 生命保険会社	6
（a） 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iii)、(iv)	6
（b） 保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)	6
（c） 兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)	7
（d） 兄弟会社の取得…仕様書①(vi)	7
（e） 保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)	7
（f） 議決権の保有制限…仕様書①(viii)	8
② 損害保険会社	8
（a） 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iii)、(iv)	8
（b） 保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)	8
（c） 兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)	9
（d） 兄弟会社の取得…仕様書①(vi)	9
（e） 保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)	9
（f） 議決権の保有制限…仕様書①(viii)	10
2. 資産運用規制	11
（1） 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制	11
（a） 資産運用比率規制…仕様書②(i)	11
（b） 保険会社の投資状況…仕様書②(v)	14
（c） 大口信用規制…仕様書②(i)	15
（2） ソルベンシー・マージン比率規制	15
（a） ニューヨーク州における導入状況…仕様書②(ii)、(iii)	15
（b） ソルベンシー・マージン比率規制の現代化の取り組み…仕様書②(ii)	16

(c)	ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨	17
(d)	ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見…仕様書②(iv).....	17
英国	29
1.	保険会社・子会社の業務範囲	29
(1)	保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①(i)、(v)	29
(2)	保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について	30
①	保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iv).....	30
②	保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)	30
③	兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii).....	30
④	兄弟会社の取得…仕様書①(vi)	31
⑤	保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii).....	31
⑥	議決権の保有制限…仕様書①(viii).....	32
(a)	保険会社本体による議決権の取得・保有制限.....	32
(b)	保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限	32
(c)	保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限	32
2.	資産運用規制.....	33
(1)	資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制…仕様書②(i)	33
(2)	ソルベンシー・マージン比率規制.....	34
①	英国におけるソルベンシー・マージン規制…仕様書②(ii).....	34
(a)	導入状況.....	34
(b)	ソルベンシー規制の概要	34
ドイツ	36
1.	保険会社・子会社の業務範囲	36
(1)	保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①(i)、(v)	36
①	保険会社の業務範囲	36
②	保険業務以外の業務に係る認可の必要性	37
(2)	保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について	38
①	保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iii)、(iv)	38
②	保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)	39
③	兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)	40
④	兄弟会社の取得…仕様書①(vi)	40
⑤	保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)	41
⑥	議決権の保有制限…仕様書①(viii)	43

(a)	保険会社本体による議決権の取得・保有制限.....	43
(b)	保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限.....	43
(c)	保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限.....	44
2.	資産運用規制.....	45
(1)	資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制.....	45
①	資産運用比率規制…仕様書②（i）.....	45
②	保険会社の投資状況…仕様書②（v）.....	46
③	大口信用規制…仕様書②（i）.....	46
(2)	ソルベンシー・マージン比率規制.....	47
①	ドイツにおけるソルベンシー・マージン規制…仕様書②（ii）.....	47
(a)	導入状況.....	47
(b)	ソルベンシー規制の概要.....	47
②	ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨…仕様書②（iii）	48
③	ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見…仕様書 ②（iv）.....	48
	フランス.....	49
1.	保険会社・子会社の業務範囲.....	49
(1)	保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①（i）、（v）.....	49
①	保険会社の業務範囲.....	49
②	保険業務以外の業務に係る認可の必要性.....	51
(2)	保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について.....	51
①	保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①（ii）、（iii）、（iv）.....	51
②	保険会社による子会社の取得…仕様書①（vi）.....	51
③	兄弟会社の業務範囲…仕様書①（ii）.....	51
④	兄弟会社の取得…仕様書①（vi）.....	52
⑤	保険会社の子会社の監督…仕様書①（vii）.....	52
⑥	議決権の保有制限…仕様書①（viii）.....	52
(a)	保険会社本体による議決権の取得・保有制限.....	52
(b)	保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限.....	53
(c)	保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限.....	53
2.	資産運用規制.....	54
(1)	資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制.....	54
①	資産運用比率規制…仕様書②（i）.....	54
②	保険会社の投資状況…仕様書②（v）.....	55

③ 大口信用規制…仕様書② (i)	55
(2) ソルベンシー・マージン比率規制.....	55
① フランスにおけるソルベンシー・マージン規制…仕様書② (ii)	55
(a) 導入状況.....	55
(b) ソルベンシー規制の概要	55
② ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨 …仕様書② (iii)	56
③ ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見 …仕様書② (iv)	56

カナダ..... 58

1. 保険会社・子会社の業務範囲	58
(1) 保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書① (i)、(v)	58
① 保険会社の業務範囲	58
② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性	59
(2) 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について	60
① 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書① (ii)、(iii)、(iv)	60
② 保険会社による子会社の取得…仕様書① (vi)	63
③ 兄弟会社の業務範囲…仕様書① (ii)	65
④ 兄弟会社の取得…仕様書① (vi)	65
⑤ 保険会社の子会社の監督…仕様書① (vii)	65
⑥ 議決権の保有制限…仕様書① (viii)	66
(a) 保険会社本体による議決権の取得・保有制限.....	66
(b) 保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限	67
(c) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限	67
2. 資産運用規制.....	68
(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制	68
① 資産運用比率規制…仕様書② (i)	68
② 保険会社の投資状況…仕様書② (v)	71
③ 大口信用規制…仕様書② (i)	71
(2) ソルベンシー・マージン比率規制.....	73
① カナダにおけるソルベンシー・マージン規制	73
(a) 導入状況.....	73
(b) ソルベンシー規制の概要	73
② ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨 …仕様書② (iii)	74

③ ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見 …仕様書	
② (iv)	74
EU	75
1. 資産運用規制.....	75
(1) ソルベンシー・マージン比率規制.....	75
① ソルベンシーⅡの導入	75
② ソルベンシーⅡの概要	76
(a) 定量的要件.....	76
(b) 定性的要件、情報開示等	76
(c) その他.....	76

米国（ニューヨーク州）

1. 保険会社・子会社の業務範囲

米国では、マッカラン・ファーガソン法（連邦法）により、保険業の監督は州ごとにそれぞれの州の保険法（insurance law）に基づいて行なわれることになっている。ニューヨーク州においても、州の保険法（New York Insurance Law、以下 ISC という）により保険監督が行われており、業務範囲は保険法によって規定されている。

（1）保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①(i)、(v)

① 保険会社の業務範囲

(a) 生命保険会社

保険法では、生命保険者は次に記載した業務以外の業務をいっさい営んではならないと定めている（ISC4205 条）。

1) 免許の対象となる保険種類

- 生命保険（ISC 1113 条 (a) (1)）
- 年金（ISC 1113 条 (a) (2)）
- 傷害・医療保険（ISC 1113 条(a)(3)）
- 法律サービス保険（ISC 1113 条(a)(29)）

2) 再保険

- 再保険（ISC 1114 条）

3) 分離勘定で帳簿および記録を備え置くことを条件とした特定の業務

- ①投資顧問業務、投資管理業務、及び保険事業の運営に係る機能に関連する役務を含めた保険者の業務に固有もしくは本来付随する範囲内にある一切の業務（ISC 1714 条(a)(i)）
- ②保険監督官²が認める範囲で①以外の業務（ISC 1714 条(a)(ii)）

4) 基金積立協定

- 基金積立協定（ISC 3222 条）

¹ 【翻訳】『生命保険事業における各国の監督規制 アメリカ』（生命保険協会調査部、2006 年）。本調査の保険法の条文引用の際の翻訳文は、当該翻訳をベースとしている。また、本翻訳以降に改正された部分については、当社による仮訳である。

² 保険監督官(superintendent)は、州保険局長の長官、保険局長と同義である。

5) その他

- 1)～4)に、必然にまたは当然に付随する業務 (ISC 4205 条)

ここで、保険業務以外の他業に相当するのは、「3)分離勘定で帳簿および記録を備え置くことを条件とした特定の業務」であり、これに相当するものとして、次の3つの業務が例示されている。

- 投資顧問業務
- 投資管理業務
- 保険事業の運営に係る機能に関連する役務

これ以外の業務については、ニューヨーク州保険局 (New York State Insurance Department、以下保険局という) が、保険会社からの申請を受けて、当該業務が ISC1714 条(a)項の(i)保険業務に付随するもの、あるいは同条(ii)保険監督官が認める業務、のいずれかに該当するか、個別に判断する。ただし、実際には(ii)の「保険監督官が認める業務」という規定を活用しての申請や認可が行われることはほとんどなく、生命保険会社による保険業以外の業務は通常、(i)の「保険業に固有、もしくは付随する業務」の範疇に収まっている (保険局生命保険部 (Life Bureau) へのヒアリングによる。なお、当該手続の詳細については後述)。

(b) 損害保険会社

損害保険会社が営むことのできる業務も生命保険会社と同様に保険法によって明記されており、業務範囲はこれに従っている。

具体的には、同法において「損害保険会社は、1 種目または2 種目以上の基本保険種目³を引き受けるために設立され、免許を受けることが出来る」と規定されている (ISC 4102 条(a))。基本保険種目は以下のとおりである。

1) 基本保険種目

- 火災保険 (ISC 1113 条(a)(4))
- 盗難保険 (ISC 1113 条(a)(7))
- ガラス保険 (ISC 1113 条(a)(8))
- ボイラ・機械保険 (ISC 1113 条(a)(9))
- エレベーター保険 (ISC 1113 条(a)(10))
- 動物保険 (ISC 1113 条(a)(11))
- 傷害賠償責任保険 (ISC 1113 条(a)(13))
- 物的損害賠償責任保険—株式会社についてのみ基本保険種目 (ISC 1113 条(a)(14))
- 労働者補償保険及び使用者賠償責任保険 (ISC 1113 条(a)(15))

³ 基本保険種目、非基本保険種目の各種類の内容は ISC 1113 条にて定義されている。

- 身元信用及び保証保険 (ISC 1113 条(a)(16))
- 信用保険 (ISC 1113 条(a)(17))
- 海上保険及びインランド・マリン保険⁴ (ISC 1113 条(a)(20))
- 船主責任保険—相互会社についてのみ基本保険種目 (ISC 1113 条(a)(21))

また、上記の基本保険種目を引き受けるために設立され免許を受けた損害保険会社は、一定の要件を満たすことで非基本保険種目を引き受ける免許を受けることが可能となっている (ISC 4102 条(b))。非基本保険種目は次のとおりである。

2) 非基本保険種目

- 傷害・健康保険 (ISC 1113 条(a)(3)(i))
- 解除不能の就業不能保険 (ISC 1113 条(a)(3)(ii))
- 各種財産保険 (ISC 1113 条(a)(5))
- 漏水保険 (ISC 1113 条(a)(6))
- 衝突保険 (ISC 1113 条(a)(12))
- 物的損害賠償責任保険—相互会社についてのみ非基本保険種目 (ISC 1113 条(a)(14))
- 自動車車両保険及び航空機機体保険 (ISC 1113 条(a)(19))
- 海上保険及びインランド・マリン保険に定めるインランド・マリン保険 (ISC 1113 条(a)(20))
- 船主責任保険—株式会社についてのみ非基本保険種目 (ISC 1113 条(a)(21))
- 残余価値保険 (ISC 1113 条(a)(22))
- 信用失業保険 (ISC 1113 条(a)(24))
- ギャップ保険 (ISC 1113 条(a)(26))
- 賞品補償保険 (prize indemnification) (ISC 1113 条(a)(27))
- サービス契約補償保険 (service contract reimbursement) (ISC 1113 条(a)(28))
- 法律サービス保険 (legal services insurance) (ISC 1113 条(a)(29))
- 非自発的失業保険 (involuntary unemployment insurance) (ISC 1113 条(a)(30))
- 給与所得保障保険 (salary protection insurance) (ISC 1113 条(a)(31))

満たさなければならない一定の要件は、次のとおりである。

- ◆ 盗難、ガラス、ボイラ・機械、エレベーター、動物、傷害賠償責任、物的損害賠償責任、労働者補償及び使用者賠償責任、身元信用及び保証または

⁴ 非基本保険種目の「海上保険及びインランド・マリン保険に定めるインランド・マリン保険」という規定から考えて、海上保険及びインランド・マリン保険に定める海上保険」の誤りではないかと思われる。

信用を引き受ける免許を受けている場合は、その保険会社は、傷害・健康、解約不能の就業不能、漏水、衝突、残余価値、信用失業、ギャップ、賞品補償保険、サービス契約補償保険、非自発的失業保険を引き受ける免許を受けることが出来る。

- ◆ 火災を引き受ける免許を受けている場合は、その保険会社は、各種財産、漏水、衝突、自動車車両及び航空機機体ならびに海上及びインランド・マリンに定めるインランド・マリンを引き受ける免許を受けることが出来る。
- ◆ 海上およびインランド・マリンを引き受ける免許を受けている場合は、その保険会社は、衝突、自動車車両及び航空機機体ならびに海上 P.&I.を引き受ける免許を受けることが出来る。
- ◆ 傷害賠償責任及び物的損害賠償責任を引き受ける免許を受けている場合は、その保険会社は、自動車車両及び航空機機体ならびに法律サービス保険を引き受ける免許を受けることが出来る。
- ◆ 盗難、ガラス、ボイラ・機械、エレベーター、動物、傷害賠償責任、労働者補償及び使用者賠償責任、身元信用及び保証または信用を引き受ける免許を受けている相互会社の場合は、物的損害賠償責任を引き受ける免許を受けることができる。

このほか、損害保険会社は、分離勘定で帳簿および記録を備え置くことを条件とした特定の事業を営むことが認められている。

3) 分離勘定で帳簿および記録を備え置くことを条件とした特定の事業

- ①保険者が認可を受けている保険業務に必然的にまたは当然に付随する、次の(1)～(3)に言及されている業務 (ISC 1610 条(a))
 - (1)投資相談
 - (2)保険数理、損失管理、安全工学、情報処理、会計、保険金請求、評価、保険料徴収、保険勧誘を含む保険業務に関連する業務、労働者災害補償保険法 50 条に基づく自家保険者の代理としての業務
 - (3)保険機能を持つ、あるいは健康・福祉プログラムを担当する行政機関の事務代行業務
- ②次の(1)～(4)を考慮した上で、監督官によって認可された業務 (ISC 1610 条(b))
 - (1)当該業務による保険者の既存の保険業務への影響
 - (2)当該業務に関して見込まれるコストの賦課についての計画
 - (3)当該業務に内在するリスク
 - (4)子会社を通さず直接その業務を行うことによる保険者とその保険契約者への相対的優位性

保険業務に付随する業務（上記①）の例としては、保険料徴収業務、リスク検査及び損失管理サービス業務、引受業務、コンピュータサービス業務、帳簿管理業務、保険金清算支払業務等が挙げられている（保険局損害保険部（Property Bureau）へのヒアリングによる）。

② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性

(a) 生命保険会社

①で記述したとおり、生命保険業以外の業務を行うには、保険局の認可が必要であり、そのプロセスは次のとおりとなっている。

- 生命保険会社は、ISC1714 条に例示されているもの（投資顧問業務、投資管理業務、保険事業の運営に係る機能に関連する役務）も含め、これらの業務を開始してから 30 日以内に業務内容等を所定のフォーマット(form NA)⁵に記載し保険局に提出する。
- 保険局は当該フォーマットの内容を精査し、監督官の認可に値するか、諾否を判断する。諾否の基準はケースバイケースであり、保険局の裁量に関わる部分が多い。
- ISC1714 条に基づく認可を受けて保険業以外の業務を行う生命保険会社は、所定のフォーマット (form ARA) ⁶に従い、年次で保険局への報告を行わなければならない。

なお、生命保険会社が ISC1714 条(a)項(ii)の「保険監督官が認める業務」という規定に基づき、「保険業に固有、もしくは付随する業務」以外の業務を計画している場合には、業務開始以前に保険局による事前認可を申請してもらうことになるだろう、とのことであった（生命保険部へのヒアリングによる）。この場合、保険局は申請された業務内容について、個別に諾否を判断する。

(b) 損害保険会社

損害保険会社の場合、保険会社本体が付随業務を行うにあたっては、保険局への通知等は不要とされている。

⁵ 当章の最後尾に当該フォーマットを添付

⁶ 当章の最後尾に当該フォーマットを添付

(2) 保険会社の子会社⁷・兄弟会社の業務範囲について

① 生命保険会社

(a) 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iii)、(iv)

生命保険会社は、いかなる事業を営んでいる子会社であっても、その事業が適法なものであれば、これに投資できる、あるいはその他の様態によって取得できるとされており (ISC 1701 条(a))、子会社の業務を制限する規制は存在していない。以前は、生命保険会社は銀行、信託会社、信用組合等の会社を保有することはできなかったが、その後の法改正により保有できない会社の規定が削除され、保有が認められるに至った。

上記のとおり、子会社には業務範囲に制限がないため、子会社の業務範囲は親会社の業務範囲より広がっている。そのため、子会社がリスクの高い業務を行うことができ、それにより親会社である生命保険会社の財政状況に影響を与えてしまう可能性や販売規制の潜脱が発生する可能性があり、保険局は懸念事項になりえると考えている。しかし、生命保険会社が子会社を取得した際に保険局に提出する予備情報報告書 (form PIR⁸) や、子会社を1社以上保有している生命保険会社が毎年定期的に提出する情報報告書 (form IR⁹) によって、保険局は子会社の活動について把握することができ、懸念事項があれば当該生命保険会社との間で、その解決方法について検討することになる (生命保険部へのヒアリングによる)。

(b) 保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)

生命保険会社が子会社を取得するにあたって保険局による認可は必要とされず、事後的な報告義務のみが課されている。

州規則 (Department Regulation) では、次の条件に当てはまる場合、保険会社は30日以内に当局へ予備情報報告書 (form PIR) を届け出る必要があるとされている (第115号81-2.3)。

- 対象組織につき、10%もしくはそれ以上の議決権証券を取得する時、もしくは追加投資により10%以上の保有となる時
- 対象組織につき、支配権を獲得する時

予備情報報告書では投資先企業の名称、主要な業務内容、投資総額、投資先の議決権証券を何%保持しているか等について報告を行う。

上述のとおり、予備情報報告書の内容から、当該子会社の活動が保険会社の健全

⁷ ISC 107 条により子会社の認定条件は以下のように定められている。①議決権証券の過半数を有している場合は子会社とみなす。②5%超 50%以下の場合は支配の有無を推定しない。③5%以下の場合は支配関係がないと推定する。

⁸ 本章の最後尾に当該報告書のフォーマットを添付。

⁹ 本章の最後尾に当該報告書のフォーマットを添付。

性に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、保険局は生命保険会社との間で、対処法について検討することになる。なお後述するとおり、保険局は生命保険会社に対し、ISCの各条項に照らして子会社の取得が許容されない、あるいは子会社の保有が親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合には、子会社の取得・保有を禁じる権限を有している（ISC1710条）。

(c) 兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)

生命保険会社の兄弟会社（生命保険会社の親会社の子会社）の業務範囲に制限は存在していない（生命保険部へのヒアリングによる）。

兄弟会社の業務内容によって生命保険会社の財政状況が影響を受けるというリスクに対処するため、保険局では、持株会社と生命保険会社とのグループ内取引、および保険会社からの過大な配当に対する規制を実施している。これによって、親会社が生命保険会社を利用して、他の事業への資金供給を行うことを防止することができると考えられている（生命保険部へのヒアリングによる）。

(d) 兄弟会社の取得…仕様書①(vi)

兄弟会社の取得について、保険局による認可や報告書の提出は不要であり、取得における基準もない（生命保険部へのヒアリングによる）。

(e) 保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)

1社以上の子会社を取得している生命保険会社は、以下の内容を含む情報報告書を毎年5月1日または保険監督官が認める別途期日までに提供することが要求されており（ISC1708条）、これに基づいて子会社の監視が行われている。

(i)子会社の活動についての説明

(ii)当該子会社と親会社および子会社の関連会社との間の全ての重要な取引についての説明

(iii)保険監督官が規則で定めることができるその他の情報。

また保険監督官は、以下のいずれかの場合、通知及び聴聞の機会を設けた後に随時、親会社である生命保険会社に対し、子会社の処分を命令する権限を有している（ISC1710条）。

(i)子会社の取得または保有継続がISCの各条項に照らして許容されない、あるいは許容されなかったと認定した場合

(ii)子会社の保有継続が親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合

ただし、保険監督官は生命保険会社に対して当該子会社の保有を禁じることができるだけで、子会社に対する直接の処分（特定の業務を行うことを禁じるなど）を行うことはできない。上記の報告等を通じて子会社の業務に係る懸念事項が生じた場合、保険局は生命保険会社との協議を通じて問題に対処することになる。

なお、これまでに ISC1710 条に基づき、生命保険会社に子会社の処分を命じた前例はないとのことである（生命保険部へのヒアリングによる）。

(f) 議決権の保有制限…仕様書①(viii)

1) 生命保険会社本体による議決権の取得・保有制限

生命保険会社本体が他者の議決権を取得・保有することに関しては、子会社の保有に関する量的上限¹⁰を除き、特に制限されていない。ただし 6 ページにて既述のとおり、生命保険会社が他者の 10%以上の議決権証券を取得するとき（追加投資により 10%以上の保有となる場合も含む）は、取得から 30 日以内に、保険局への届出が必要とされている（州規則第 115 号 81-2.3）。

2) 生命保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

生命保険会社の子会社が、他者の議決権を取得、保有することは特に制限されていない。

3) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

ISC には、議決権付株式発行残高の過半数を所有している場合に支配権があるとみなすとの規定があり（ISC107 条(a)(40)）、保険会社の子会社の議決権の第三者による保有は、議決権付株式の 50%未満に制限されている。

② 損害保険会社

(a) 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iii)、(iv)

損害保険会社においても、生命保険会社と同様に、適法な事業を営んでいるか、営むために設立された子会社に投資、あるいはその他の様態によってこれを取得できるとされており（ISC 1601 条(a)）、子会社の業務範囲の規制は見られない。保険局によれば、損害保険会社は保険契約者にとって不利益とならない限り、投資に関する量的上限（後述）の範囲内であらゆる子会社に投資することができる。

子会社には業務範囲に制限がなく、子会社の業務範囲が親会社の業務範囲より広いことによって、子会社の業務が親会社である損害保険会社の財政状況に影響しないよう、損害保険会社への子会社への投資には運用資産の 15%以内という量的制限が設けられている（ISC 1611 条）。

(b) 保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)

損害保険会社は、子会社取得の意思を事前（別に定めのない場合 90 日以内）に保険監督官へ通知しなければならない（ISC1603 条）。保険監督官は、次の要素を考慮

¹⁰ 生命保険会社本体による子会社（議決権の過半数を所有している場合、子会社とみなされる）への直接の投資総額は認容資産の 30%以内、子会社 1 社に対する投資総額は認容資産の 15%以内とされ、これを超える場合には監督官の書面による事前承認が必要である（ISC1705 条(a)）。

して、取得の可否について判断を行う。

- 損害保険会社が取得に要する資金または資産を保有しているか
- 受け取る株式または資産に対して交換される株式、資産、現金またはその他の対価が公正か
- 新たな事業が、親会社である保険者の剰余金および既存の保険業務、ならびに保険者の全投資および投資活動に内在するリスクに及ぼす影響
- 提案された融資が子会社にとって公正かつ十分であるか
- 経済力の過度の集中の可能性
- 取得の結果、いずれかの保険取引分野において競争を著しく制限するか、または独占を形成することにならないか
- 取得により、経営効率を過度に悪化さないか、もしくは財務力を弱める傾向がないか、または親会社である保険者の保険契約者もしくは本州民の最大利益に反する子会社の過度な増殖をもたらすことにならないか

保険監督官が、当該子会社の取得が法律に違反している、もしくは上記の要素を考慮して取得が保険契約者または州民の利益に反すると判断した場合、当該子会社を取得することはできない。

(c) 兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)

損害保険会社の兄弟会社（損害保険会社の親会社の子会社）の業務範囲に制限は存在していない（損害保険部へのヒアリングによる）。

(d) 兄弟会社の取得…仕様書①(vi)

兄弟会社の取得についても、生命保険会社の場合と同じく、保険局による認可や報告書の提出は不要である（損害保険部へのヒアリングによる）。

(e) 保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)

保険局では、損害保険会社に子会社の財務諸表を毎年提出するよう求めており、また、損害保険会社と子会社の間での全ての取引についても報告を求めている。これにより、子会社の業務の性質、業務の状況、直面しているリスクを把握している。

子会社の処分の機能としては、保険監督官は、子会社の取得後に当該子会社の保有継続が親会社の保険契約者の利益に反すると認定した場合、通知及び聴聞の後随時に、子会社の処分を命令することができると規定されている（ISC1603条(b)）。

ただし保険局によれば、損害保険会社の子会社の業務を理由として行政処分を行った例はないとのことである。損害保険会社の子会社については、法的制限、量的な投資上限、報告義務等が奏功して、処分が必要とされるような問題は生じていない（損害保険部へのヒアリングによる）。

(f) 議決権の保有制限…仕様書①(viii)

1) 損害保険会社本体による議決権の取得・保有制限

8 ページにて既述のとおり、損害保険会社本体による子会社の保有については、子会社への投資総額が運用資産の 15%以内という量的上限があるが (ISC 1611 条)、子会社以外の者の議決権を取得・保有することに関する制限はない。

2) 損害保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

損害保険会社の子会社が、他者の議決権を取得、保有することは特に制限されていない。

3) 損害保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

損害保険会社は子会社の株式を少なくとも 51%保有しなければならないと定められている (ISC1602 条)。これは、最低でも子会社の議決権の過半数を保有することで、損害保険会社が各子会社の保有するリスクを確実に統制できるようにすることを意図したものである。

2. 資産運用規制

(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制

(a) 資産運用比率規制…仕様書②(i)

保険会社は、法定最低資本金または法定最低剰余金のいずれか多い方と同額を、次の(i)~(iv)の種類の投資（ただし、元本または利息に関して債務不履行になっていないもの）だけで、投資及び維持しなければならない。ただし、必要とされる最低資本金または最低剰余金の60%以上は、(i)および(ii)の種類から構成されなければならないとされている（ISC1402条）。

(i) 合衆国の債務証券、または合衆国が元本および利息について保証する場合はその機関の債務証券

(ii) 本州または州内の地方自治体の直接債務証券

(iii) 合衆国のいずれかの州の直接債務証券

(iv) 本州所在財産を担保とする、1404条(a)(4)に特定する基準に合致する第1順位モーゲージ貸付により担保される債務証券

上記の要件が満たされた上で、生命保険会社及び損害保険会社を始めとした保険者は投資を行うことが認められている。保険者が行う投資には下表のとおり、投資可能とされる資産ごとに上限が定められている。

【生命保険者の投資可能対象と認容資産に対する上限】

	投資可能対象	認容資産に対する上限	参考条文
有価証券	(1)債券 ・政府債 ・国内事業者発行の債券 ・国内不動産担保の債券	なし なし なし	1405条(a)(1) 1405条(a)(2) 1405条(a)(3)
	(2)株式 ・国内普通株式、パートナーシップ持分権、信託証書またはその他のエクイティ持分権 ・国内の優先株式	20% なし	1405条(a)(6) 1405条(a)(2)
	不動産	(1)国内不動産 ・国内の投資用不動産 ・国内の営業用不動産	25% 20% 10%
貸付	(1)その他 ・保険契約者貸付	法定責任準備金	1406条(a)
その他	(1)分離勘定資産	なし	4240条(a)(2)
	(2)外国投資 ・州内の投資可能対象と同一型のカナダ投資 ・外国で営業する保険会社が行う州内の投資可能対象と同一型の該当国への投資 ・州内の投資可能対象と同一型の外国投資でその国が格付機関による上位4ランクの格付、為替ヘッジあり等条件あり ・州内の投資可能対象と同一型の外国投資で条件なし	10% 責任準備金及びその他の債務の1.5倍または該当国の規制額のいずれか大きいほう 16%(うち同一国へは、6%) 4%(うち同一国へは、2%)	1405条(a)(7)(A) 1405条(a)(7)(B) 1405条(a)(7)(C) 1405条(a)(7)(D)
	(3)子会社への投資	30% (監督官の承認がない場合)	1705条(a)(1)
	(4)動産	10%	1405条(a)(5)(i)
	(5)政府債、国内債券および優先株式、不動産担保債務証券、動産、株式または外国投資の規定の中で適格とされずまたは許容されないその他の投資 ・不動産担保債務証券、投資用不動産、動産または株式の種類 ・外国投資の種類 ・利子付きでも収益払条件付でもない投資	14% 5% 2% 3%	1405条(a)(8)(iv) 1405条(a)(8)(i) 1405条(a)(8)(iii) 1405条(a)(8)(iv)
	(6)包括的投資制限 ・子会社投資(1705条(a)(1)の制限に反する部分)、国内外の投資用不動産、国内外の動産及び国内外の株式への投資総額…(ア) ・本州内の新設企業等への投資総額…(イ)	40%+(イ) (ア)の中に(イ)が認容資産の1%以上含まれる場合は、(ア)は40%+(イ)×2となる。つまり最大50%が限度となる) 5%	1405条(d) 1405条(d)
	(7)ヘッジ取引を行う時の制限 ・オプション、スワップション、キャップ、フロアー及びワラントの購入における計算書価額の総額 ・オプション、スワップション、キャップ、フロアーの売却における計算書価額の総額 ・カラー、スワップ、フォワードおよびフューチャーの締結並びにオプション、スワップション、キャップおよびフロアーの売却における潜在的エクスポージャーの総額	7.5% 3% 6.5%	1410条(c)(1)(A) 1410条(c)(1)(B) 1410条(c)(1)(C)
	(8)1以上のデリバティブ取引のもとでのカウンターパーティーエクスポージャーの制限 ・1つのカウンターパーティー(認定カウンターパーティーを除く)総額 ・全てのカウンターパーティー(認定カウンターパーティーを除く)総額	1% 3%	1410条(f)(2)(A) 1410条(f)(2)(B)
	(9)複製取引がなされる資産の計算書価額の総額	10%	1410条(l)(3)

【損害保険者の投資可能対象と認容資産に対する上限】

投資可能対象		認容資産に対する上限	参考条文
有価証券	(1)債券 ・政府債 ・国内事業者発行の債券 ・国内不動産担保の債券	なし なし 25%	1404条(a)(1) 1404条(a)(2) 1404条(a)(4)(v)
	(2)株式 ・国内普通株式、パートナーシップ持分権、信託証書またはその他のエクイティ持分権 ・国内の優先株式	なし なし	1404条(a)(8) 1404条(a)(3)
	(1)国内不動産 ・国内の投資用不動産 ・国内の営業用不動産	12.5% 12.5% 10%	1404条(a)(5)(B)(i) 1404条(a)(5)(B)(ii) 1404条(a)(5)(B)(iv)
その他	(1)外国投資 ・州内の投資可能対象と同一型の外国投資 ・州内の投資可能対象と同一型の外国投資で、カナダを除く、保険監督官により認証された格付機関が付与した債権格付が、最高格付である外国投資 ・上記以外の外国投資	10% 同一国へ、3% 同一国へ、1%	1404条(a)(6)(A) 1404条(a)(6)(B) 1404条(a)(6)(B)
	(2)子会社への投資	15%	1611条
	(3)政府債、国内債券、優先株式、不動産、株式、外国投資、開発銀行債の規定の中で適格とされずまたは許容されないその他の投資 ・利子付きでも収益払条件付でもない投資	5% 3%	1404条(b)(1) 1404条(b)(2)
	(4)ヘッジ取引を行う時の制限 ・オプション、スワップション、キャップ、フロアー及びワラントの購入における計算書価額の総額	7.5%	1410条(c)(1)(A)
	・オプション、スワップション、キャップ、フロアーの売却における計算書価額の総額	3%	1410条(c)(1)(B)
	・カラー、スワップ、フォワードおよびフューチャーの締結並びにオプション、スワップション、キャップおよびフロアーの売却における潜在的エクスポージャーの総額	6.5%	1410条(c)(1)(C)
	(5)1以上のデリバティブ取引のもとでのカウンターパーティーエクスポージャーの制限 ・1つのカウンターパーティー(認定カウンターパーティーを除く)総額	1%	1410条(f)(2)(A)
	・全てのカウンターパーティー(認定カウンターパーティーを除く)総額	3%	1410条(f)(2)(B)
	(6)複製取引がなされる資産の計算書価額の総額	10%	1410条(l)(3)

上記の上限には例外規定は設けられておらず、これを遵守する運用となっている。もし、市場の混乱や大幅な為替変動といった変動要因によって認容資産に対する上限を超えてしまった場合、保険局では、一時的なものであればその状態を許容することになるだろうと見解を示している(保険局資本市場部(Capital Market Bureau)へのヒアリングによる)。ただしそのような場合、保有上限を超えている資産を追加的に取得することは禁じられる。また、許容される超過幅については一律の基準はなく、個々の状況を考慮して判断されることになる。

このような超過が生じた場合、保険局ではポートフォリオを規定の範囲に戻すた

めに、保険者の経営状況を密接に監督していく方針としているが、それにもかかわらず状況が好転せず、保険者の経営努力が不十分であると判断した場合には、罰金、強制剥奪、免許停止もしくは取消を含め、何らかの行政措置を発動することになるとのことである。

(b) 保険会社の投資状況…仕様書②(v)

生命保険会社及び損害保険会社の投資状況は、下表のとおりとなっている。生命保険会社、損害保険会社とも、各投資資産は規制の上限を大幅に下回っている状態にあることが確認できる。ただし、過去には上限を超えてしまった保険会社が、非常に少ないながらも存在していたとのことである。

【生命保険会社の投資状況（2009年末）】

資産種類	認容資産に占める各会社平均割合
債務証券	79.47
優先株式	0.36
普通株式	1.48
第1順位モーゲージ	4.4
第1順位以外のモーゲージ	0.07
営業用不動産	0.11
投資用不動産	0.25
売却用不動産	0.01
現預金	9.27
貸付	3.04
その他投資資産	1.27
売掛債権	0.04

(出所) ニューヨーク州保険局提供情報より作成

【損害保険会社の投資状況】

資産種類	認容資産に占める各会社平均割合
債務証券	71.7%
優先株式	0.6%
普通株式	9.2%
不動産、モーゲージ	0.7%
その他投資資産	1.0%
現預金	16.8%
貸付	0.0%
関連資産	5.5%

(出所) ニューヨーク州保険局提供情報より作成

なお、子会社への投資状況については、生命保険会社が、2009年末で、平均で1.17%となっており、最も投資している会社であっても27%で上限の範囲内に収まっている。損害保険会社は平均で5.5%になっている（保険局資本市場部へのヒアリングによる）。

(c) 大口信用規制…仕様書②(i)

同一投資対象への投資についても上限規定が設けられている。なお、この規定についても例外は認められていない（保険局資本市場部へのヒアリングによる）。

【生命保険者の同一投資対象への投資上限】

投資可能対象	認容資産に対する上限 (1機関もしくは物件につき)	参考条文
・国内不動産担保の債券	2%または3万ドルのいずれか大きい方	1405条(a)(3)
・国内事業者発行の債券	2%	1405条(a)(2)
・国内の優先株式	2%	1405条(a)(2)
・国内の投資用不動産	2%	1405条(a)(4)(ii)(III)
・国内の営業用不動産	2%(州外の場合は0.2%)	1405条(a)(4)(ii)(III)
・動産	1%	1405条(a)(5)(ii)
・国内普通株式、パートナーシップ持分権、信託証券またはその他のエクイティ持分権	2%	1405条(a)(6)(i)
・株式の種類	2%	1405条(a)(8)(ii)
・子会社	15%	1705条(a)(1)

【損害保険会社の同一投資対象への投資上限】

投資可能対象	認容資産に対する上限 (1機関もしくは物件につき)	参考条文
・国内不動産担保の債券	2%または3万ドルのいずれか大きい方	1404条(a)(4)(v)
・国内事業者発行の債券	5%	1404条(a)(2)
・国内の優先株式	2%	1404条(a)(3)
・国内の投資用不動産	1%	1404条(a)(5)(B)(i)

(2) ソルベンシー・マージン比率規制

(a) ニューヨーク州における導入状況…仕様書②(ii)、(iii)

米国では、全米保険監督官協会（NAIC）が策定するリスク・ベース・キャピタル（Risk Based Capital：以下「RBC」）が1990年代前半より各州で採用されており、ニューヨーク州もこれに従っている。

RBC規制はRBC計算式によって算出される権限管理段階RBCに占める総調整自己資本の比率を計算し、その比率に応じて保険監督官が所定の介入措置を行い、保険会社の破綻を未然に防ぐため導入された。RBC規制はNAICの認定制度により、米国内の各州で導入されている。

ニューヨーク州のソルベンシー規制としては、生命保険会社についてはISC1322条にて、損害保険会社についてはISC1324条にて、RBC規制が規定されている。同法では、生命保険会社は毎年3月15日、損害保険会社には毎年3月1日までに直前の年末のRBC比率に関する報告書の当局への提出とともに、NAICおよび当該保険者が事業認可を受けている全ての州の保険当局にも提出することが求められている（ISC1322条(c),1324条(c)）。また、保険者のRBC比率に基づき、4段階の行政加

入措置が規定されている (ISC1322 条(d)(e)(f)(g), 1324 条(d)(e)(f)(g))。さらに、RBC 報告書及び RBC 計画書等の機密保持及び RBC 報告書等の広報等の禁止が規定されている (ISC1322 条(i), 1324 条(i))。

【RBC 段階に応じた保険監督官の介入措置 (ISC1322 条、1324 条)】

RBC段階	RBC比率	保険監督官の介入措置
	2.5~	なし
	2.0~2.5未満	(生命保険会社のみ) トレンドテストを行い、ネガティブトレンド(RBC数値が減少する傾向)であれば、会社行動段階に該当
会社行動段階	1.5~2.0未満	①保険監督官へ、以下の内容を含むRBC計画書を提出 ・会社行動段階の原因となる保険者の状況を確認するもの ・保険者がとろうとする是正行動で、それにより会社行動段階事由の除去につながることを期待される提案を含むもの ・是正行動を行わない場合と行った場合の双方につき、当該年及び以降最低4年間の保険者の財務成果の将来予測を、法定事業収入、純利益および資本・剰余の予測を含めて提供するもの ・保険者の将来予測に影響する主要な計算基礎及び当該計算基礎に対する予測の感応度を確認するもの ・保険者の事業の特性及びそれに関する諸問題を確認するもの
監督官行動段階	1.0~1.5未満	①保険監督官へ、RBC計画書、もしくは修正RBC計画書の提出 ②RBC計画書もしくは修正RBC計画書の審査を含め、保険者の資産、負債及び事業に関し、保険監督官が必要と考える検査または分析 ③検査又は分析に基づき是正命令の発令
権限管理段階	0.7~1.0未満	①監督官行動段階と同様の措置 ②保険者を保険法第74節に基づく更正または精算下におくために必要な行動
強制管理段階	~0.7未満	①保険者を保険法第74節に基づく更正または精算下におくために必要な行動 ※ただし、保険監督官がその期間内に強制管理段階事由の除去を合理的に期待できると決定する場合、強制管理段階事由の発生後最長90日までは行動を先延ばし可能

(b) ソルベンシー・マージン比率規制の現代化の取り組み…仕様書②(ii)

NAIC は、金融危機の中で保険会社の財務の健全性の悪化をもたらした主要な問題を解決するとともに、国際的な規制の進展と活用の可能性を検証するために、NAIC の各種の活動を結集するソルベンシー現代化の取り組み(Solvency Modernization Initiative)を実施することを 2008 年 6 月に決定した。この取り組みを推進するため、NAIC の執行委員会の直属の専門委員会として、主要な州の保険監督官で構成するソルベンシー現代化の取り組みタスクフォース (Solvency Modernization Initiative (EX) Task Force : 以下「SMI タスクフォース」) が設立された。SMI タスクフォースは、以下の 5 つの問題に商店を当てた取り組みを行うこととし、専門のワーキング・グループを新設するとともに、既存の各種専門委員会と連携して具体策の検討が現在も行われている。

- 資本要件：本問題は資本十分性タスクフォース (Capital Adequacy (E) Task Force) と調整のうえ検討される。
- 国際会計基準：本問題は、ソルベンシー会計原則ワーキング・グループ (Solvency Accounting Principles (E) Working Group) と調整のうえ、検討されるとともに SMI タスクフォースの下に新設された国際ソルベンシーおよび会計ワーキング・グループ (International Solvency and Accounting

Workingu Group) が国際的動向を SMI タスクフォースに報告する。

- グループ監督：本問題は、SMI タスクフォースの下に新設されたグループ・ソルベンシー問題ワーキング・グループ (Group Solvency Issues Working Group) が検討を進め、SMI タスクフォースに報告する。
- 保険における準備金評価問題：本問題は、SMI タスクフォースの下に新設されたプリンシプル・ベース準備金ワーキング・グループ(Principle-Based Reserving Group)と調整のうえ、検討され、同ワーキング・グループが SMI タスクフォースに報告する。
- 再保険問題：本問題は再保険タスクフォース (Reinsurance (E) Task Force) と調整の上検討される。

(c) ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨

保険局では、現行の資産運用比率規制は投資の集中リスクの緩和・予防を目的としたものであるが、現在検討中のグループ・ソルベンシーにおける「グループ全体での資本 (group-wide capital)」は、このような投資の集中リスクへの対処を特に意図したものではないと考えている (資本市場部へのヒアリングによる)。

(d) ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見…仕様書②(iv)

グループ・ソルベンシーに関する検討が行われている中であって、現行の資産運用比率規制や大口信用規制の廃止に関する議論や要望は特に発生していないとのことであった。元々、投資制限自体がそれほど厳しいものではなく、上限を超えている、もしくは超過に近い状態である保険会社がほとんどいないことによるものと考えられている。

むしろ、プリンシプル・ベースの規制や経済資本についての議論のほうが多くなっている。ヨーロッパ諸国でソルベンシーⅡが導入されれば、米国においても、同様のプルーデンシャル規制やプリンシプル・ベースの規制の方向性が見えてくるだろうと認識している (資本市場部へのヒアリングによる)。

参考文献

ニューヨーク州保険局ウェブサイト <http://www.ins.state.ny.us/nyins.htm>

ニューヨーク州議会ウェブサイト <http://public.leginfo.state.ny.us/>

⊕ 保険法 (Insurance Law : ISC)

全米保険監督官協会 (NAIC) ウェブサイト <http://www.naic.org/>

(社)生命保険協会調査部『生命保険事業における各国の監督規制 アメリカ 2006年』

藤田勝利監訳『ニューヨーク州保険法 1997年末版』

小池貞治訳『ニューヨーク州保険法』

損害保険事業総合研究所『欧米主要国における（統合リスク管理）およびソルベンシー規制の動向について』

REVIEW WORKSHEET C
Notice Requirement for Companies Engaged
Directly in Business Pursuant to
Section 1714 (a) (i) of the Insurance Law- Form NA

Basic Company Information (*Examiner fill in*)

Name of insurer _____

Review information submitted by the company and place a check mark (✓) next to each item below if information submitted is complete; or write N/A if not applicable.

Item		
1.	Name of insurer.	()
2.	Activity engaged in.	()
3.	Date activity was first engaged in.	()
4.	Date of filing.	()
5.	Attach as Exhibit A a full description of the nature of the activity to be engaged in directly by the insurer.	()
6.	Attach as Exhibit B a statement as to whether the activity to be engaged in is considered necessary or properly incidental to the insurer's business and the reasons for such conclusion.	()
7.	Attach as Exhibit C a projection of income and expense for three full years following the proposed commencement of the activity.	()
8.	Attach as Exhibit D a description of how the insurer will comply with the requirement that it maintain books and records that separately account for this business.	()
9.	Are the products or services relating to this activity marketed in conjunction with any other products or services of the parent corporation or the products or services of any other affiliate? ... Yes ___ No ___ . If answer is yes attach details as Exhibit E.	()
10.	Do fees for services rendered to policyholders differ from fees charged to	()

	non-policyholders? Yes ___ No ___ . If answer is yes attach details as Exhibit F.	
11.	Attach as Exhibit G any additional information necessary to prevent this report from being misleading or incomplete.	()
12.	Do you wish to except any part or parts of this filing from disclosure pursuant to paragraph (d) of section 87.2 of the Public Officers Law or section 1709 of the Insurance Law all as permitted by section 81-2.9 of regulation 115? Yes ___ No ___ . If answer is yes indicate which part or parts as Exhibit H.	()
13.	Name, title, signature and telephone number of officer responsible for preparing this report.	()

Was Form NA submitted within 30 days of engaging in activity. Yes () No ()

Examiner comments (Attach separate sheet, if necessary):

Reviewer: _____ **Date Completed:** _____

Supervisor: _____ **Date Reviewed:** _____

REVIEW WORKSHEET D
Annual Reporting for Companies Engaged
Directly in Business Pursuant to
Section 1714 of the Insurance Law- Form ARA

Basic Company Information (*Examiner fill in*)

Name of insurer

Review information submitted by the company and place a check mark (✓) next to each item below if information submitted is complete; or write N/A if not applicable.

Item		
1.	Name of insurer.	()
2.	Activity engaged in.	()
3.	Date activity was first engaged in.	()
4.	Date of filing.	()
5.	Attach as Exhibit A a full description of the nature of the activity to be engaged in directly by the insurer.	()
6.	Attach as Exhibit B a description of any changes with respect to any of the information or material supplied in connection with the Notice required by section 81-2.6 of regulation 115 or the previous Annual Report. If the Notice required by section 81-2.6 of regulation 115 has never been provided for this activity, furnish the answers that would have been provided for questions 6, 7, 8, 9, and 10 of that notice.	()
7.	Attach as Exhibit C a statement of income and expense for the most recent calendar year.	()
8.	Indicate for the most recent calendar year profit (loss). _____	()
9.	If the activity produces a deficit, attach as Exhibit D, a plan for the reduction of the deficit or a statement as to why a deficit is to be carried	()

	forward.	
10.	Attach as Exhibit E a projection of income and expenses for the activity for the following calendar year.	()
11.	Attach as Exhibit F any additional information necessary to prevent this report from being misleading or incomplete including events subsequent to the end of the calendar year.	()
12.	Do you wish to except any part or parts of this filing from disclosure pursuant to paragraph (d) of section 87.2 of the Public Officers Law or section 1709 of the Insurance Law all as permitted by section 81-2.9 of regulation 115? Yes ___ No ___ . If answer is yes indicate which part or parts as Exhibit G.	()
13.	Name, title, signature and telephone number of officer responsible for preparing this report.	()

Was Form ARA submitted by May 1st . Yes () No ()

Examiner comments (Attach separate sheet, if necessary):

Reviewer: _____ **Date Completed:** _____

Supervisor: _____ **Date Reviewed:** _____

REVIEW WORKSHEET A
Preliminary Information Report for the
Investment in or Acquisition of an Institution- Form PIR

Basic Company Information (*Examiner fill in*)

Name of parent corporation _____

Name of Institution invested in _____

Review information submitted by the company and place a check mark (✓) next to each item below if information submitted is complete; or write N/A if not applicable.

Item		
1.	Name of parent corporation or insurer.	()
2.	Name of institution invested in or acquired.	()
3.	Business address of institution.	()
4.	Principal business operation.	()
5.	State of incorporation of institution.	()
6.	Date of filing.	()
7.	Date of investment or acquisition.	()
8.	What was the consideration for or amount of the investment?	()
9.	What percentage of ownership or control of the institution is held directly or indirectly by the parent corporation in the form of voting securities? If ownership or control is through other than voting securities, provide details as Exhibit A.	()
10.	Does the parent corporation or insurer deem the institution to be a subsidiary? Yes ___ No ___ . Attach as Exhibit B a statement indicating reasons for such determination.	()
11.	Only answer the following if the institution is deemed not to be a subsidiary: (a) Indicate number of officers and directors of the insurer, or its parent, subsidiaries or affiliates who are also officers and directors of the institution, or its parent, subsidiaries or affiliates _____ .	()

	(b) Are there any management or other agreements, arrangements or understandings entered into by the insurer, or its parent, subsidiaries or affiliates relating to the power to influence the management, direction, or policies of the institution? Yes ___ No ___ . If answer is yes, attach details as Exhibit C. (c) Does the insurer, or its parent, subsidiaries or affiliates have any contractual right to increase their percentage ownership of voting securities or of any other ownership interest in the institution? Yes ___ No ___ . If answer is yes, attach details as Exhibit D. (d) Does the insurer, or its parent, subsidiaries or affiliates have any investments in the institution other than voting securities? Yes_ No __. If answer is yes, attach as Exhibit E.	
12.	If the institution is deemed to be a subsidiary attach as Exhibit F the following: (a) Copies of all final agreements or memoranda of understanding relating to the aquisition or investment in the subsidiary. (b) Such information as may be necessary for the superintendent to determine the impact of the investment or acquisition on competition in any line or lines of insurance.	()
13.	Attach as Exhibit G any additional information necessary to prevent this report from being misleading or incomplete.	()
14.	Do you wish to except any part or parts of this filing from disclosure pursuant to paragraph (d) of section 87.2 of the Public Officers Law or section 1709 of the Insurance Law, all as permitted by section 81-2.9 of regulation 115 Yes _____ No _____. If answer is yes indicate which part or parts as Exhibit H.	()
15.	Name, title, signature and telephone number of officer responsible for preparing this report.	()

Was PIR submitted within 30 days of investment. Yes () No ()

Examiner comments (Attach separate sheet, if necessary):

Reviewer: _____ **Date Completed:** _____

Supervisor: _____ **Date Reviewed:** _____

REVIEW WORKSHEET B
Information Report for Subsidiaries- Form IR

Basic Company Information (*Examiner fill in*)

Name of parent corporation _____

Name of subsidiary _____

Review information submitted by the company and place a check mark (✓) next to each item below if information submitted is complete; or write N/A if not applicable.

Item		
1.	Name of parent corporation.	()
2.	Name of subsidiary.	()
3.	Business address of subsidiary.	()
4.	Principal business operation.	()
5.	State of incorporation of subsidiary.	()
6.	Date of filing.	()
7.	a) How would this subsidiary be classified pursuant to section 1702 of the New York Insurance Law? i) subsidiary, ii) holding company operating subsidiary, iii) investment subsidiary, iv) separate account subsidiary or v) 1704(c) subsidiary (circle one) b) Does this subsidiary conduct its principal operations in the state of New York? Yes ___ No ___ .	()
8.	Provide the following data for the fiscal year covered by the subsidiary's most recent financial statements: a) Assets _____ . c) Owners' equity or net worth _____ b) Liabilities _____ . d) Profit (loss) _____	()
9.	What percentage of the voting securities of the subsidiary was held directly or indirectly by the parent corporation as of the thirty-first day of December next preceding this report? _____ . If ownership is through other than voting securities provide details as Exhibit A.	()
10.	a) What is the investment value of this subsidiary for the purposes of	()

	<p>section 1705(a)(1) of the New York Insurance Law as of the thirty-first day of December next preceding this report?_____</p> <p>b) What is the investment value of this subsidiary for the purposes of section 1705(a)(2) of the New York Insurance Law as of the thirty-first day of December next preceding this report? _____.</p>	
11.	Enter admitted asset value of this subsidiary if different from amount entered in 10._____	()
12.	If the investment in this subsidiary is subject to the provisions of section 1705(a)(2) of the New York Insurance Law, enter the investment value of this subsidiary as a percentage of the parent's total admitted assets as of the thirty-first day of December next preceding this report_____ .	()
13.	What is the admitted asset value of this subsidiary as a percentage of the parent corporation's total admitted assets as of the thirty-first of December next preceding this report? _____ .	()
14.	What investments that must comply with article 17 of the New York Insurance Law have been made in this subsidiary during the calendar year ending the thirty-first day of December next preceding this report?_____ .	()
15.	Attach as Exhibit B a description of any changes, other than changes already provided for questions 8, 9, 10, 12, and 13 of the Information Report, with respect to information or material supplied in connection with the Preliminary Information Report required by section 81-2.3 of regulation 115 or the previously filed Information Report. If a Preliminary Information Report has never been filed for this subsidiary, furnish the answer that would have been provided for question 12 of that report. A description of any change should reference the question number affected.	()
16.	Attach as Exhibit C a chart showing as of the last day of the fiscal year covered by this report the parent corporation and all of its subsidiaries indicating the percentage of voting securities owned directly or indirectly by the parent corporation and by each subsidiary listed. If ownership is through other than voting securities provide details.	()
17.	Attach as Exhibit D as of the last day of the fiscal year covered by this report, the identities of any officer or director of the subsidiary, and the identity of any person, to the parent corporation's knowledge, who owns or owned, directly or indirectly, more than five percent of the voting	()

	securities of the subsidiary, or if control is through other than voting securities, who owns or owned, directly or indirectly, more than a five-percent ownership interest in the subsidiary.	
18.	Attach as Exhibit E financial projections, for three full fiscal years and provide the identities of the persons making such projections.	()
19.	Attach as Exhibit F financial statements of the subsidiary for the most recent fiscal year accompanied by the certificate of an independent certified public accountant to the effect that such financials present fairly the subsidiary's financial position and the results of its operations for the year then ended, in conformity with generally accepted accounting principles or with requirements of insurance or other accounting principles prescribed or permitted under the laws of the jurisdiction in which such subsidiary is organized. The first Information Report filed for the subsidiary shall contain financial statements for the three most recent years if they are available.	()
20.	Attach as Exhibit G a copy of their most recent Annual Statement filed with the state of domicile if filing is for an insurance subsidiary not authorized to do an insurance business in this state.	()
21.	Attach as Exhibit H a brief description of all transactions entered into during the subsidiary's next preceding fiscal year by the subsidiary with the parent corporation, or its parent, subsidiaries or affiliates (other than any transactions otherwise reported to or approved by the superintendent under any provision of the Insurance Law) inclusive of arrangements for common management or cooperative or joint use of personnel, property or services. Transactions not deemed material, transaction in series, or numerous similar transactions, may be reported in the aggregate provided that they are reasonably described. The issuance of contracts of insurance issued in the normal course of business other than contracts of reinsurance shall not be deemed transactions hereunder. Descriptions of transactions, other than those reported in the aggregate shall include at least the following: the nature and purpose of the transaction; the nature and amounts of any payments or transactions; the nature and amounts of any payments or transfers of assets between the parties; the identities of all parties to such transactions and whether any officers or directors of a party are pecuniarily interested therein, and copies of any contracts, agreements	()

	or memoranda of understanding (not previously filed) between the parties relating to the transaction.	
22.	Attach as Exhibit I a copy of the latest annual report, if any, to shareholders of the subsidiary.	()
23.	Attach as Exhibit J a statement as to whether the investment in or acquisition of the subsidiary complies with the individual and aggregate investment limitations set forth in Article 17. Supply statistics in support thereof.	()
24.	Are there any plans to materially change the principal business activity of the subsidiary? Yes ___ No ___ .	()
25.	Are there any plans to dispose of any significant assets of the subsidiary? Yes ___ No ___ .	()
26.	Attach as Exhibit K any additional information necessary to prevent this report from being misleading or incomplete, including events subsequent to the subsidiary's fiscal year.	()
27.	Do you wish to except any part or parts of this filing from disclosure pursuant to paragraph (d) of section 87.2 of the Public Officers Law or section 1709 of the Insurance Law all as permitted by section 81-2.9 of regulation 115? Yes ___ No ___ . If answer is yes, indicate which part or parts as Exhibit L.	()
28.	Name, title, signature and telephone number of officer responsible for preparing this report.	()

Due date of filing _____ Date filed _____

Was Form IR submitted by May 1st . Yes () No ()

Examiner comments (Attach separate sheet, if necessary):

Reviewer: _____ **Date Completed:** _____

Supervisor: _____ **Date Reviewed:** _____

英国

1. 保険会社・子会社の業務範囲

英国において保険会社の監督は、2000年金融サービス市場法（Financial Services Market Act of 2000、以下 FSMA）に基づいて行われている。FSMA は、保険、銀行、証券等の業態にかかわらず適用される、包括的な金融規制法である。

FSMA では金融サービス機構（Financial Services Authority、以下 FSA）にプリンシプル、ルール、ガイダンスを制定する権限を与えており、FSA が金融機関に求める具体的なプリンシプル、ルール、ガイダンスは FSA ハンドブックとしてまとめられている。

（1）保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①(i)、(v)

保険会社に対する他業禁止については FSA ハンドブックに規定があり、保険会社（再保険事業のみ行う保険会社を除く）は、保険事業及びその事業から直接的に派生する業務を除き、いかなる営利業務も営んではならないとされている（FSA ハンドブック INSPRU1.5.13R(1)）。これは、保険会社は保険業務に関連しないか、保険業務の目的に合致しない活動は行ってはならないという EU 指令に基づき制定されたものである（生命保険指令(2002/83EC)6 条 1(b)、損害保険指令(73/239/EEC)8 条 1(b)）。

「保険事業から直接的に派生する業務」についての明確な規定はないが、英国保険協会（Association of British Insurers (ABI)）では、禁止されている可能性のある派生業務について、ガイダンスを提供している。それによれば、禁止となりうる業務には次のようなものがある。

- 子会社（保険子会社および非保険子会社）に対する投資管理、会計、その他アドバイザーサービスの提供
- グループ企業または他の保険会社への、株式や社債、保険の引受サービスの提供
- 潜在的投資家を同一グループ内の非保険会社に紹介すること
- 生命保険基金の資産形成を目的として、建設・不動産開発業務に保険会社が直接関与すること
- 余剰オフィススペースの賃貸
- 販売促進のための教育訓練施設を目的とする、会社の必要を超えた建物を取得すること

(2) 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について

① 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①(ii)、(iv)

子会社の業務範囲に関する一律の規定はないが、FSA ハンドブックには以下のような規定があり、保険会社は子会社を設立する際にはこれらを考慮して慎重な対応を行っている。

- 再保険事業のみ行う保険会社を除く保険会社は、保険事業及びその事業から直接的に派生する業務を除き、いかなる営利業務も営んではならない (FSA ハンドブック INSPRU1.5.13R(1))
- 保険会社は、保険事業以外の活動から、その債務を履行できなくなるような重大なリスクは発生することがないように、これを制限、管理、統制しなければならない (FSA ハンドブック INSPRU1.5.14R)

② 保険会社による子会社の取得…仕様書①(vi)

保険会社による子会社の取得は、「密接な関係 (close links)」の変更に相当する (FSMA 付属規定 6 第 3 条第 2 項(b))。そのため FSA ハンドブックの規定に基づき、保険会社は子会社の取得を認識してから 1 ヶ月以内¹¹に FSA に対して通知 (notification) を行なう必要がある (FSA ハンドブック SUP11.9.1R, 11.9.4R)。

FSMA 付属規定 6

第 3 条

第 2 項 次の場合、当該者は他の者と密接な関係にある。

- 他の者が当該者の親会社である場合
- 他の者が当該者の子会社である場合
- 他の者が当該者の子会社の親会社である場合
- 他の者が当該者の親会社の子会社である場合
- 他の者が当該者の議決権または資本の 20%以上を保有または支配している場合
- 当該者が他の者の議決権または資本の 20%以上を保有または支配している場合

③ 兄弟会社の業務範囲…仕様書①(ii)

兄弟会社の業務範囲についての制限はない。

¹¹ 取得する対象が FSMA に基づく認可を受けて業務を行っている認可業者 (銀行、証券会社、保険会社など) の場合は、取得を認識してから 14 日以内に FSA に通知しなければならない (FSMA 第 178 条)。また、大規模な金融グループに属する保険会社の場合は、密接な関係の変更について月ごとにまとめて通知を行う制度もある (FSA ハンドブック SUP11.9.5R)。

④ 兄弟会社の取得…仕様書①(vi)

保険会社の親会社による子会社（保険会社の兄弟会社）の取得も、「密接な関係」の変更に相当する（FSMA 付属規定 6 第 3 条第 2 項(d)）。そのため、子会社の取得の場合と同様に、保険会社は兄弟会社の取得を認識してから 1 ヶ月以内に FSA に対して通知を行う必要がある。

ただし、保険会社では実務上、FSA がグループ構造の些細な変化についても連絡をするよう望んでいると考えた上で、対応しているようである。これには、FSA に対し、金融サービス業者の合併と買収が金融危機を招いたという批判があったことにより、英国の金融システムの信頼性を維持し安定性を高めていくために、FSA がこれらの妥当性の判断に関わることが期待されてきていることが影響している。

⑤ 保険会社の子会社の監督…仕様書①(vii)

保険会社は、子会社や兄弟会社を含めた「密接な関係」にある者の一覧および各者の次の事項について、毎年 FSA に報告を行わなければならない¹²（FSA ハンドブック SUP16.5.4R）。

- 名称
- 密接な関係の内容
- 密接な関係にある者が法人である場合、法人設立国、住所及び登記番号
- 密接な関係にある者が個人である場合、生年月日及び出生地

また、保険会社は FSA に対して年次で、保険グループ全体での自己資本の状況、およびグループ内での重要な取引に関する報告を行うことも要求されている（FSA ハンドブック IPRU(INS)9.39, 9.40）。

なお、FSMA では保険業務をはじめとする規制対象業務の認可（Part IV permission）を付与する条件（threshold condition）の一つとして、当該業務の遂行に関連して十分な資源（adequate resources）を有することを挙げ、その十分性の判断にあたっては、①その者のグループへの加入状況、およびこの加入によって生じるあらゆる影響や、②負債に対する引当状況（その者がグループに加入している場合には、グループの他のメンバーの引当状況も含める）や業務に関連して生じるリスクを管理する手段（その者がグループに加入している場合には、グループの他のメンバーのリスク管理手段も含める）を考慮する、としている（FSMA 付属規定 6 第 4 段落）。この規定に基づき、FSA は認可を受けて規制対象業務を行っている事業者（認可業者）の適格性の判断にあたり、グループの他のメンバーが認可業者に与える影響を考慮するとしている（FSA ハンドブック COND2.4.3G）。認可業者が適格性を満た

¹² 前回の報告以降これらの事項に変更がない場合には、その旨の確認書を提出する。

していないと判断された場合、認可の取消や条件（requirement）の付加¹³といった行政処分の対象となりうる（FSMA 第 45 条）。

⑥ 議決権の保有制限…仕様書①(viii)

(a) 保険会社本体による議決権の取得・保有制限

保険会社本体が他者の議決権を取得・保有することに関する量的な制限はない。

ただし、30 ページにて既述のとおり、保険会社が他者の議決権の 20%以上を保有するようになった場合には、1 ヶ月以内に FSA への通知を行う必要がある。

(b) 保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

保険会社の子会社による議決権の取得や保有は特に制限されていない。

(c) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限も特に設けられていない。

¹³ 認可の条件として、特定の行動を行ったり、停止したりすることなどが要求される。

2. 資産運用規制

(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制…仕様書②(i)

英国では、資産種類や投資対象に対する運用比率の上限を設ける形ではなく、事業総額¹⁴に対する所定の割合を上回る資産を規制資本（総資本）から控除することを義務付ける形で、投資資産の種類及び投資先の分散・多様化を促している（FSA ハンドブック INSPRU2.1.22R）。

資産種類・投資先ごとの規制資本への算入上限は次表のとおりである。

【資産種類・投資先と算入許容限度（FSA ハンドブック INSPRU2.1.22R）】

資産種類・投資先		算入許容限度
(a)	(i) 無担保負債から生じるエクスポージャー	0.25%
	(ii) ((i)の制限を超える超過分を控除した後の)全てのエクスポージャー	1%
(b)	(i) カバードボンドから生じるエクスポージャー	40%
	(ii) (カバードボンドから生じるもの、または認定を受けた与信機関の短期預金から生じるものを除く)エクスポージャー ((i)の40%制限を満たすカバードボンドから生じるエクスポージャーと 10%制限を適用することから生じる5%より大きい部分のエクスポージャーの合計が、40%を超えない場合、限度が引き上げられる)	5% (10%)
	(iii) (カバードボンドから生じるものを含み、(ii)の制限を超える超過分を控除した後の)全てのエクスポージャー	20%または200万ポンドの大きい方
(c)	(i) 無担保負債から生じるエクスポージャー (規制対象企業へのエクスポージャーの場合、限度が引き上げられる)	1% (2.5%)
	(ii) 同一の投資先の株式並びにその他の変動利回参加権、債務証券、負債性証券(社債等)、及びその他のマネーマーケット商品並びに資本市場商品で、規制市場にて取引されていないもの等から生じるエクスポージャー (同一の規制対象企業が発行する負債性証券から生じるエクスポージャーの場合、限度を引き上げる)	1% (5%)
	(iii) 上記以外の全てのエクスポージャー	5%
(d)	上記(c)の(i)にいう全ての投資先エクスポージャーの合計(密接に関係する複数のものから生じるか否かを問わないが、(c)の(i)にいう制限を超えるものは除く)	5%
(e)	上記(c)の(ii)にいう全ての投資先エクスポージャーの合計(密接に関係する複数のものから生じるか否かを問わないが、(c)の(i)にいう制限を超えるものは除く)	10%
(f)	無担保の貸付から生じる投資先エクスポージャーの合計(上記(b)に該当する場合を除く)	5%
(g)	全ての手持ちの現金から生じる資産エクスポージャー	3%
(h)	1つの土地もしくは建物、または実質的に1つの投資とみなされる程度に密接に関係する複数の土地もしくは建物から生じる資産エクスポージャー	10%
(i)	EU集団投資計画(UCITS)指令に含まれない単一の非UCITSリテールスキーム及び適格投資家スキームの受益権から生じる資産エクスポージャー	5%
(j)	EU集団投資計画(UCITS)指令に含まれず、単一の非UCITSリテールスキーム及び適格投資家スキームではない集団投資スキームの受益権から生じる資産エクスポージャー	1%

¹⁴ 事業総額とは次の合計をいう。①認可業者の技術的準備金の総額②その他の負債（資本に含められるものを除く）③認可業者の資本の総額

(2) ソルベンシー・マージン比率規制

① 英国におけるソルベンシー・マージン規制…仕様書②(ii)

(a) 導入状況

英国では、他のEU諸国と同様に1973年以來のソルベンシー規制（ソルベンシーI）が実施されてきた。近年のEUによるソルベンシー規制改革の動きに呼応して、独自にリスク・ベース・キャピタルの考え方を取り入れた資本規制、個別資本十分性基準（Individual Capital Adequacy Standards、以下ICAS）制度を2005年1月に導入するなど、着々とソルベンシーIIへの対応準備を進めている。

ICAS制度は、保険会社による内部モデルを用いた必要資本の自己評価（ICA）ならびにFSAがICAの審査を行い、見解をまとめた個別資本指標（ICG）からなる。この制度の下で、中小も含めたほぼ全ての英国国内の損害保険会社及び生命保険会社は、内部モデルを用いて、それぞれ保険会社の実態に応じた必要資本額を算出しFSAに報告することが義務付けられた。ICGは保険会社へ通知され、保険会社の資本がこのICGを下回った場合には、FSAは資本をICGレベルまで回復させるようFSMAに定められた権限のもとに指導を行うことになる。

(b) ソルベンシー規制の概要

ICAS制度は、ソルベンシーIIに移行する前の制度であり、最低資本要件は旧来のソルベンシーIのMCRが適用される。この最低条件を満たした上で、より保険会社のリスク実態を反映した必要資本が保険会社及びFSAにより評価される。

必要資本の自己評価（ICA）は、各保険会社がそれぞれの内部モデルを使用して実施する。一般的には、保険リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等の認識された全てのリスクについて、1年間の保有期間、信頼水準99.5%VaRのストレス・テストを用いて計量化し、相関関係マトリックス等を用いて統合する。FSAは保険会社のICAを審査した後、必要資本に関するFSAの見解を個別資本指標（ICG）として保険会社に通知する。資本は、資産の市場整合価格から負債の市場整合価格を差し引いた金額として評価し、Tier1～3及びその他の資本に分類することが義務付けられている。

保険会社はICAを実施する際、ストレス・シナリオに基づくモデルに代えて、確率論的モデルやエコノミック・キャピタル・モデルを利用することもできる。ICAやICGについては、一般への情報開示の義務はない。

また、保険グループの資本要件は、FSAハンドブックINSRU6「グループリスク：保険グループ」に規定されている。これは、保険グループ内の認可業者に対する補充的監督について定めたEU保険グループ指令(98/78/EC)の履行を目的としている(FSAハンドブックINSRU6.1.5G)。この規定では、グループ資本ならびに資本要

件の計算及び保持が求められており、グループの資本要件は、グループの各メンバーの個々の資本要件の合計となっている（FSA ハンドブック INSPRU6.1.15R）。

ドイツ

1. 保険会社・子会社の業務範囲

ドイツにおいては、保険監督法（Gesetz über die Beaufsichtigung der Versicherungsunternehmen ; Versicherungsaufsichtsgesetz : VAG）の規定に基づき、連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht : BaFin）により保険業に対する監督が行われている。保険会社の業務範囲についても、保険監督法によって規定されている。

(1) 保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①（i）、（v）

① 保険会社の業務範囲

保険会社に対しては業務の制限が設けられており¹⁵、保険会社は保険事業の他、それと直接に関連する事業のみを行うことができるとされている（保険監督法第7条第2項）。また、保険会社が保険仲介を行なう場合には、保険業務とみなされる（保険監督法第7条第3項）。

保険監督法

第7条 許可された法的形態；非保険事業（versicherungsfremde Geschäfte）

(1) (略)

(2) 保険会社（Versicherungsunternehmen）は、保険事業

（Versicherungsgeschäften）に加え、それと直接に関連する事業のみを行うことができる。先物取引（Termingeschäften）、オプション取引（Geschäften mit Optionen）、これらに類似の金融商品（ähnlichen Finanzinstrumenten）の取引については、保有資産価値の価格リスクや金利リスクのヘッジに役立つ場合、将来における有価証券の取得に役立つ場合、または保有有価証券から付加的な収益が得られる場合で、決済によって拘束資産（gebundenen Vermögens gebundenen Vermögens）の不足が発生しない場合、「直接に関連する事業」と見做す。借入は、上記の直接に関連する事業とは見做されない。(略)

(3) (略) 仲介業務（Vermittlungstätigkeiten）についても、保険事業に含まれる。

「保険事業と直接に関連する事業」として、保険監督法が明示的に規定している

¹⁵ 保険会社の業務制限は、1975年に欧州指令の国内法化のために導入された（BaFinへのヒアリングによる）。

のは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引についてのみであるが、この他に「直接に関連する事業」とみなされるものとしては、次のようなものがある（BaFin へのヒアリングによる）。

- 各種の補助的業務（オフィススペースのレンタルや社員食堂の運営等）
- 保険代理店事業
- 財形貯蓄制度の運用
- その他の事業（状況により判断される）

BaFin によれば、「直接に関連する」という概念は、論理的あるいは時系列的にではなく、その機能および経済的な意味において理解すべきものであり、従ってその解釈に際しては国民一般の通念が重要な役割を果たすこととなるとのことである。つまり、保険会社に業務制限を設ける目的は、非保険業務から生じる財務上のリスクから保険会社及び保険契約者の利益を保護することであり、ある業務の実施の可否については、この目的に照らして判断がなされるということである。

なお、「保険事業と直接に関連する事業」として保険会社がデリバティブ取引（先物取引、オプション取引、これらに類似の金融商品の取引）を行うには、これらの取引が保有資産価値の価格リスクや金利リスクのヘッジに役立つ場合、将来における有価証券の取得に役立つ場合、または保有有価証券から付加的な収益が得られる場合で、決済によって拘束資産の不足が発生しないとき、という条件が付されている（保険監督法第 7 条第 2 項）。保険会社が行なうことのできるデリバティブ取引については、ガイドライン（Rundschreiben 3/2000）によって詳細な規定がなされている。

一方、保険会社による借入が上記の「直接に関連する事業」とは見做されないことも明文で規定されている（保険監督法第 7 条第 2 項）。この点については、保険業界における「借入の禁止は不当な制限である」との意見と、監督官庁における「保険業界の財務上のリスクと機能が資本の貯蔵庫としての役割を果たしており、借入は制限されるべきである」との意見の対立につき、立法者が一定の決定を行ったものであるとの説明がなされている。なお、法律の説明書によれば、この規則の例外は極めて例外的な場合、すなわち流動性確保のための短期資金の場合にのみ許されているとのことである。借入の原則的禁止との関係で注意が必要であるのは、ハイブリッド資本の形式（劣後ローン等、資本の性質を有する借入）による資金の調達の場合であり、これは限定された範囲でのみ可能となっているとのことである（BaFin へのヒアリングによる）。

② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性

保険会社が保険事業以外の業務（保険事業に直接に関連する事業）にあたっては、事業計画書変更の承認という形で、BaFin の認可を得る必要がある。

保険会社は営む事業についての事業計画書を BaFin に提出して承認を受けなければ

ばならず（保険監督法 144 条第 1 項）、これに含まれていない事業を行った場合、秩序違反（Ordnungswidrigkeiten）¹⁶を構成するとされている（保険監督法第 144 条第 1 項第 4 号）。

事業計画書は変更の都度 BaFin の承認が必要であるため¹⁷、保険会社が保険事業以外の業務を始めようとする場合には、BaFin に事業計画書の変更を申請し、その認可を得なければならない。

保険監督法

第 144 条 保険業務に関する秩序違反

(1) 取締役会 (Vorstands) 又は監査役会 (Aufsichtsrats) の構成員 (Mitglied) (略) が以下をなす場合、秩序違反を構成する (Ordnungswidrig handelt)。

(略)

4 事業計画 (Geschäftsplan) に含まれない業務を行うこと。

(略)

(2) 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について

① 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書① (ii)、(iii)、(iv)

保険会社の子会社（保険会社が支配権を保有する会社）が行なうことのできる業務範囲について、保険監督法には直接の規定はない。

ただし、BaFin は保険グループ全体でのリスクの状況に関する監督を通じて（詳細は後述）、保険会社の子会社の業務が保険会社の支払能力に悪影響をもたらすことがないように監視を行っており、これが子会社の実施する業務に関する実質的な制限となっている。

すなわち、保険グループ（保険監督法第 104a 条第 1 項）やグループ会社（保険監督法第 104i 条）、金融コングロマリット（保険監督法第 104k 条以下）に係る追加的監督を通じて、BaFin はグループ全体のリスク集中を完全な姿で把握することができるようになってきている。その上で、子会社の実施する業務が保険会社に悪影響を及ぼしていると判断される場合には、必要な是正措置をとることが可能である（保険監督法第 82 条 1 項。詳細については後述）。

¹⁶ ドイツでは自然人のみが犯罪行為を行うことができ、これに対してのみ刑罰を課することができるとの理解から、法人（企業等）に対しては刑罰を課することは出来ないとする考え方が一般的となっている。そこで、法人による一定の反社会的行為については秩序違反法（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten）が適用され、これに基づく過料（Geldbuße）が課されるという仕組みが取られている。

¹⁷ 事業計画の変更は、監督官庁の承認をもって初めて効力を生じるとされている（保険監督法第 13 条第 1 項）。

このように BaFin では、グループ全体でリスク許容度の範囲内であれば、子会社の業務範囲が保険会社本体の業務範囲より広くても問題がないと考えている (BaFin へのヒアリングによる)。

② 保険会社による子会社の取得…仕様書① (vi)

保険会社は原則として、子会社を取得する際に事前に BaFin の承認を得る必要はない。ただし、資本の 10% を超えて外国企業を取得する場合、および結合企業 (子会社もこれに含まれる) ¹⁸ にあたる企業への投資を行う場合には、BaFin に対して通知を行う必要があるとされている。(保険監督法第 54 条 4 項) なお、当該通知は四半期ごとに提出するものとされている (保険会社における投資に係る届出及び報告のガイドライン (Rundschreiben 11/2005))。

保険監督法

第 54 条 拘束資産に係る投資原則 ; 通知要件

(1) ~ (3) (略)

(4) 以下の場合、監督官庁に対して報告を行うこととする。

1 (削除)

2 外国企業 (fremden Gesellschaft) の資本の 10% を超える取得を行う場合

3 保険会社が株式法 (Aktiengesetz) 第 15 条の意味における結合企業への投資を行う場合

4 (削除)

保険会社が他企業への参加権¹⁹を保有することによって、保険契約の履行可能性にリスクが生じる場合、BaFin は保険監督法第 51c 条により当該保有を中断させること

¹⁸ 結合企業 (Verbundene Unternehmen) とは法律上独立の企業で以下に該当するものを指す (株式法第 15 条)。

・多数参加 (持分、または議決権の過半数を保有すること) を受ける企業

・多数参加を行う企業

・従属的企業および支配的企業

・コンツェルン企業 (1 つまたは複数の従属的企業が 1 つの支配的企業の統一的な経営下に統合されている場合、これらの企業はコンツェルンを形成し、その個々の企業をコンツェルン企業という)

・相互参加企業 (ドイツ国内に本店がある企業で、相互に他の企業の持分を 4 分の 1 以上ずつ保有するもの)

・企業契約の契約当事者

¹⁹ ここでいう「参加」は広範な意味で用いられており、包括的な定義は難しいとのことであるが、概ね、純投資のためではなく、企業提携を目的とした投資のために他企業の株式を取得することを指している。また、保険会社の取締役会又は監査役会の構成員が他の企業の経営に対して決定的な影響力 (maßgebenden Einfluß) を行使する状況にある場合も参加があるとみなされる (保険監督法第 82 条第 2 項)。

が可能である。もっとも、株式の保有によりソルベンシー・マージン比率規制を充足するための自己資本に危険が生じるという程度では、必ずしも第 82 条の要件に該当するというわけではない。

保険監督法

第 82 条 参加の禁止 (Untersagung einer Beteiligung)

(1) 保険会社 (Versicherungsunternehmen) が、監督下でない他の企業に参加し、かつ当該参加 (Beteiligung) がその性質及び程度において保険会社に対して危険を及ぼす (zu gefährden) おそれがある場合には、監督官庁 (Aufsichtsbehörde) は当該保険会社に対して当該参加の継続を禁止するか、若しくは (略) 自己負担又は当該保険会社の負担において当該他企業が監査 (Prüfung) を受けることを条件としてのみ、それを認めることができる。当該企業が監査を拒否した場合や監査の結果として参加に異議が生じた場合、監督官庁は当該参加の継続を禁止しなければならない。

(2) 保険会社の取締役会又は監査役会の構成員 (Vorstands- oder Aufsichtsratsmitglied) が他の企業の経営 (Geschäftsführung) に対して決定的な影響力 (maßgebenden Einfluß) を行使し、又は行使し得る状況にある場合においても、第 1 項の意味における参加があるものと看做す。

③ 兄弟会社の業務範囲…仕様書① (ii)

保険会社法には、保険会社の親会社 (支配権を保有する会社) の別の子会社 (保険会社の兄弟会社) が行うことのできる業務範囲に関する直接の規定はない。

ただし、子会社の場合と同様に、BaFin は保険グループ全体でのリスクの状況に関する監督を通じて (詳細は後述)、保険会社の兄弟会社の業務が保険会社の支払能力に悪影響をもたらすことがないように、監視を行なっている (BaFin へのヒアリングによる)。

④ 兄弟会社の取得…仕様書① (vi)

保険会社の親会社による子会社 (保険会社の兄弟会社) の取得に関しては、取得の対象が保険会社である場合には、BaFin に対して届出を行なう必要がある (保険監督法第 104 条第 1 項)。しかし、取得しようとする兄弟会社が保険会社ではない場合には、報告義務はない (BaFin へのヒアリングによる)。

ただし、親会社が保険持株会社²⁰である場合には、株式保有の開始、変更、終了に

²⁰ 保険持株会社とは、主たる事業目的が子会社の株式の取得および保有であり、その子会社がすべて、または主として元受保険会社、再保険会社または EEA 域外の保険会社であり、その子会社のうち少なくとも 1 つが元受保険会社または再保険会社である混合金融持株会社以外の親

については、遅滞なく BaFin に対して報告しなければならないとされている（保険監督法第 13e 条第 2 項）。この情報に基づいて、当該保有が保険会社に危険をもたらすと判断した場合、BaFin は保有を禁止することができる。

保険監督法

第 13e 条

(1) (略)

(2) 保険持株会社 (Versicherungs-Holdinggesellschaft) は、監督当局に対して、保有株式の概要に係る報告書を提出しなければならない。株式保有の開始、変更、終了については、遅滞なく監督当局に対して報告しなければならない

⑤ 保険会社の子会社の監督…仕様書① (vii)

保険会社ではない子会社に対して BaFin は直接の監督命令権限を持たないので、子会社に対する監督は親会社である保険会社を通じて行なうことになる。親会社である保険会社がリスクを十分にコントロールできていないと判断される場合には、保険会社に対して是正を要求することができる。保険会社によって統制されていないリスクが子会社に存在している場合、保険会社に第 64a 条にいう適切な管理組織が整備されているかが問題となる。

保険監督法

第 64 条 事業者の組織 (Geschäftsorganisation)

(1) 保険会社は、法令の遵守を確実にするための適切な管理組織を備えている必要がある。(略)

ただし、子会社の業務を理由として保険会社への処分等が実際になされた例は、これまでのところ存在していない (BaFin へのヒアリングによる)。

なお、保険会社を傘下に持つ保険グループの場合には、グループ全体に対する補充監督の一環として子会社に対する監督も行われる。保険グループに対する補充監督の対象となるのは、次のような保険会社である (保険監督法 104a 条 1 項)。

- 少なくとも 1 つの元受保険会社もしくは再保険会社、または EEA 域外の元受保険会社もしくは再保険会社に対する参加企業²¹

会社をいう (保険監督法第 104a 条 2 項 4 号)。

²¹ 参加企業とは、親会社であるか、または参加権 (Beteiligung) を有する、もしくは水平的企業グループに属する企業をいう。

参加権とは、他企業に対する持分のことであり、当該他企業への持続的結合関係の樹立により自社の事業に寄与することが明確な場合 (商法典 271 条 1 項 1 文)、または、当該他企業の議決権

- 保険持株会社、または EEA 域外の元受保険会社もしくは再保険会社の子会社
- 混合保険持株会社²²の子会社

このうち、以下の条件にあてはまる保険会社に対しては、子会社・兄弟会社等も含めた調整ソルベンシー・マージンの算出が求められる。

対象となる保険会社	調整ソルベンシー・マージンに参入される範囲
少なくとも 1 つの元受保険会社もしくは再保険会社、または EEA 域外の元受保険会社もしくは再保険会社に対する参加企業（保険監督法 104a 条 1 項 1 号）	当該参加企業 当該参加企業への結合企業 ²³ 当該参加企業に対する参加企業 当該参加企業に対する参加企業への結合企業 （調整ソルベンシー命令 2 条）
保険持株会社、または EEA 域外の元受保険会社もしくは再保険会社の子会社（保険監督法 104a 条 1 項 2 号）	当該子会社 当該子会社の親会社である保険持株会社、EEA 域外の元受保険会社もしくは再保険会社、ならびに当該親会社の結合企業 （調整ソルベンシー命令 11 条）

補充監督の対象となる保険会社の子会社に対し、BaFin は報告徴収や臨店検査を行なうことができる（保険監督法 83 条 1 項）。

このような監督プロセスにおいて、保険会社の調整ソルベンシー・マージンが不足しているか、または不足するおそれがあることが明らかになった場合には、BaFin は当該保険会社のレベルにおいて措置を講じるものとされている（保険監督法 104h 条）。

保険監督法

第 104c 条 補充監督のための手段（Instrumente der zusätzlichen Beaufsichtigung）

- (1) 補充監督には、以下の方法が含まれる。

もしくは資本の 20%以上の直接的もしくは間接的保有のある場合をいう。

²² 混合保険持株会社とは、元受保険会社、EEA 域外の保険会社、再保険会社、保険持株会社および混合金融持株会社以外の親会社であり、その子会社のうち少なくとも 1 つが元受保険会社または再保険会社である親会社をいう（保険監督法 104a 条 2 項 5 号）。

²³ 結合企業とは、1 つの水平的企業グループに属しているか、子会社であるか、または参加権保有の対象となっているその他の企業をいう（保険監督法 104b 条 2 項）。

- 1 情報開示
- 2 グループ内取引の監督
- 3 調整ソルベンシーの把握
- 4 保険グループ全体におけるリスク集中の把握

(2) (略)

第 104i 条 保険グループ全体におけるリスク集中 (Risikokonzentrationen auf Versicherungsgruppenebene)

(1) グループの親会社は、グループ全体における重大なリスク集中の状況について、4 半期毎に監督当局に対して報告しなければならない。

(2) ~ (3) (略)

第 83 条 監督当局の権限 (Befugnisse der Aufsichtsbehörde)

(1) 監督当局は、以下の権限を与えられる。

- 1 保険会社の取締役や執行役、企業情報の管理者に対して、(略) 業務上の文書の提出を要求すること。(略)
- 1 a 補充監督の対象となる会社に対して、(略) 業務上の文書の提出を要求すること。
- 2 日程を定めることなく、保険会社の事業所において検査を行うこと；補充監督の下で、保険会社の関連会社に対して同様に検査を行うこと。
(略)

⑥ 議決権の保有制限…仕様書① (viii)

(a) 保険会社本体による議決権の取得・保有制限

39 ページにて既述のとおり、BaFin は保険契約の履行可能性にリスクが生じると判断した場合には、保険会社による他企業への参加権保有を中断させることができるが (保険監督法第 51c 条)、ここでいう「参加」とは、純投資のためではなく企業提携を目的とした投資のために他企業の株式を取得することを指すとされる。議決権の取得・保有もこの参加権保有に該当しうると考えられ、BaFin は必要に応じて取得・保有の継続を禁止したり、取得先の企業に対する監査を義務付けたりすることができる。

(b) 保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

保険会社の子会社が他の事業者の議決権を取得したり保有することに関しては、特に制限は設けられていない (BaFin へのヒアリングによる)。

(c) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

保険会社の子会社の議決権を第三者が取得したり保有することに関しては、特に規定は設けられていない。

2. 資産運用規制

(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制

資産毎の資産運用比率規制や大口信用規制については、保険会社における拘束資産の投資に係る命令（Verordnung über die Anlage des gebundenen Vermögens von Versicherungsunternehmen ; Anlageverordnung : AnIV）に詳細な規定が置かれている。

① 資産運用比率規制…仕様書②（i）

資産毎の資産運用比率規制の概要（投資対象資産）は以下の通りである。

	投資可能対象	投資上限	参考条文
有価証券	(1)債券 ①保証積立金要件を満たす抵当債券 (Pfandbriefen)、地方自治体債券、EEA域内又はOECD加盟国の金融機関が発行するその他の債券 ②EEA域内又はOECD加盟国の組織的市場 (organisierten Markt) において取引される債券 ③発行後1年以内に組織的市場において取引申請される債券 ④EEA域外又はOECD非加盟国の証券取引所への上場が許可されている証券 ⑤その他の債券 ⑥EEA域内又はOECD加盟国の企業への劣後債権 (Forderungen aus nachrangigen Verbindlichkeiten) 又は享益権 ⑦組織的市場又はEEA域外若しくはOECD非加盟国の証券取引所への上場が許可されている企業への劣後債権又は享益権 ⑧EEA域内又はOECD加盟国の企業に対するABS又はクレジットリンク債 ⑨組織的市場又はEEA域外若しくはOECD非加盟国の証券取引所への上場が許可されている企業に対するABS又はクレジットリンク債 ⑩ドイツの連邦若しくは州又はEEA域内の国公債簿 (Schuldbuch) に記載される債券及び流動性債券	(1)⑧、⑨により保有される投資割合はそれぞれにつき拘束資産の7.5% (1)⑥、⑦、(2)①、②により保有される投資割合は全体で拘束資産の35%	第2条第1項第6号
			第2条第1項第7号(a) 第2条第1項第7号(b) 第2条第1項第7号(c) 第2条第1項第8号
			第2条第1項第9号(a) 第2条第1項第9号(b)
			第2条第1項第10号(a) 第2条第1項第10号(b)
	(2)株式等 ①組織的市場又はEEA域外若しくはOECD非加盟国の証券取引所への上場が許可されている株式 ②一定のEEA域内又はOECD加盟国の企業の株式、有限会社持分、合資会社持分、匿名組合員としての(3)その他 ①国内の特別財産 (Sondervermögen) の持分 ②国内の投資株式会社 (Investmentaktiengesellschaft) の持分 ③EEA域内の外国に本店がある投資信託会社 (Investmentgesellschaft) の持分		第2条第1項第11号
不動産	①EEA域内又はOECD加盟国の建物建設済土地、建設中の土地及び着工予定の土地並びに土地に準じ ②REIT株式会社 (REIT-Aktiengesellschaft) の持分	①、②により保有される不動産及び持分は拘束資産の25%	第2条第1項第12号 第2条第1項第13号
貸付	(1)担保貸付 ①担保権がEEA域内又はOECD加盟国に存する不動産担保貸付 ②担保権がEEA域内又はOECD加盟国に存する預金・有価証券担保貸付 ③上記有価証券(1)①～④の担保貸付 ④EEA域内の企業貸付(一定の担保を条件) ⑤EEA域内の企業貸付(信託契約による担保を条 ⑥上記④、⑤と同程度の担保のある担保貸付 ⑦保険証券担保貸付	拘束財産の10% (但し、監督官庁が保険契約者の利益保護に必要と判断した場合)	第2条第1項第15号 第2条第1項第16号 第2条第1項第17号
	(2)その他の貸付 ①ドイツ連邦、州、市町村、市町村連合に対する貸 ②EEA域内の地方政府又は地方公共団体に対する ③その他の地方政府又は地方公共団体に対する貸 ④ドイツが正規に加盟する国際機関に対する貸付 ⑤上記①、②、④の利息支払及び元本返済をEEA域内の適格金融機関、公法上の金融機関が保証する		第2条第1項第14号(a) 第2条第1項第14号(b)
預金	①欧州中央銀行又はEEA域内又はOECD加盟国の中央発券銀行		第2条第1項第1号 第2条第1項第2号(a) 第2条第1項第2号(b) 第2条第1項第4号(a) 第2条第1項第4号(b) 第2条第1項第4号(b) 第2条第1項第5号
	②EEA域内の適格金融機関		第2条第1項第3号(a) 第2条第1項第3号(b) 第2条第1項第3号(c) 第2条第1項第3号(d) 第2条第1項第3号(e)
	③公法上の金融機関		第2条第1項第18号(a) 第2条第1項第18号(b) 第2条第1項第18号(c)
その他	拘束資産については上記以外の資産への投資や量的制限を超えた投資も可能(原則として5%、BaFinの許可がある場合は10%)		第2条第2項、 第3条第2項(c)

この資産運用比率には例外が認められており、拘束資産の5%相当までは、上記の上限を超えた投資を行なってもよいとされている²⁴（AnIV第2条第2項）。

② 保険会社の投資状況…仕様書②（v）

全般に、保険会社は資産運用比率規制の例外規定（拘束資産の5%までは資産ごとの上限を超えて投資可能とするもの。①項をご参照）の活用に対して消極的である。これは、例えば BaFin による臨店検査の際に資産の一部が拘束資産の投資対象として認められなかったり、市場環境によっては投資対象としての要件を完全に充足しない投資対象に対する投資機会が生じたりするため、このような場合のバッファ、ないし柔軟性を確保しておくために、この5%の枠を使いたいと保険会社が考えていることによる。そのため、保険会社の運用状況は通常、資産運用比率規制における上限を下回っている。

また、保険会社が AnIV3 条 2 項の規定に基づいて、資産運用比率規制の適用対象外とする投資額を拘束資産の10%まで引き上げる許可を求めるのは非常にまれだとのことである（BaFin へのヒアリングによる）。

③ 大口信用規制…仕様書②（i）

大口信用規制の概要は以下の通りである。大口信用規制に関しては、例外規定は存在しない。

- 原則として、同一人に対する投資は拘束資産の5%を超えてはならない（AnIV第4条第1項）。
- 貸付（国内政府、EEA 加盟国内政府、国際機関に対しての貸付）については拘束資産の30%を超えてはならない（AnIV第4条第2項（a））。
- 有価証券については、ファンドブリーフ（抵当債券）のみ30%、その他（EEA 域内企業の有価証券、組織された市場における株式、EEA 域外の取引所の株式等）の合計が投資先企業の資本金の10%を超えてはならない（AnIV第4条第2項（b）、第4条第4項）。
- 預金（EEA 域内金融機関、公法上の金融機関）については拘束資産の30%を超えてはならない（AnIV第4条第2項（c））。
- 不動産については拘束資産の10%を超えてはならない（AnIV第4条第5項）。

²⁴ ただし、投資対象資産以外の資産や、投資対象資産としての条件を充足していない資産への投資がある場合には、これらの投資と資産ごとの上限を越えた投資との合計を、拘束資産の5%以内に抑えなければならない。なお、BaFin の許可があれば、この割合を10%までとすることが可能である（AnIV第3条第2項第4号）。

(2) ソルベンシー・マージン比率規制

① ドイツにおけるソルベンシー・マージン規制…仕様書② (ii)

(a) 導入状況

ドイツでは、現行の規制としてソルベンシー I が導入されている。また、近年のソルベンシー規制改革（ソルベンシー II の導入）に先駆けて、ドイツ独自の取り組みが進められている。

2008 年 1 月に保険監督法（Gesetz über die Beaufsichtigung der Versicherungsunternehmen:VAG）の改正が行われた。この改正は、保険会社に適切なリスク管理体制の整備を求めるものであり、事業組織、内部統制手続き及びリスク管理についての要件を定めたドイツ銀行法を参考としている。

保険監督法の改正について詳細を説明するため、BaFin は 2009 年 1 月（同年 3 月に改定）にサーキュラー「保険会社のリスク管理における最低要件（Mindestanforderungen an das Risikomanagement VA）」を発表した。保険会社のリスク管理に対する検査についてのポイントを説明しており、保険監督法の拘束力について解釈を示している。また、保険会社のリスク管理の最低基準を設定するものとなっており、保険会社は、各社独自の特別なリスク、業務特性や規模、各社のビジネスモデルに応じ、各社が適切なリスク管理の仕組みを最低基準の枠組みを踏まえた上で、決定することが可能となっている。Bafin では、リスク管理の適切性を検証・評価し、保険会社やグループ全体の管理が最低基準に達しない場合は、保険監督法に従い、保険会社に対して健全な管理プロセスを構築するよう命令を下すことができることとなっている。

(b) ソルベンシー規制の概要

保険会社は、保険契約上の義務履行を確保するために、認容自己資本を常に所定の必要ソルベンシー・マージン相当額以上用意しなければならない（53c 条 1 項 1 文）と定められており、ソルベンシー規制に従った自己資本の確保が求められている。

保険グループに対しては、EU 保険グループ指令（98/78/EC）を国内法化するため、保険グループに対する「調整ソルベンシー命令（Solvabilitätsbereinigungs-Verordnung）」が 2002 年 1 月 1 日に施行され、2001 年度以降の事業年度から適用されており、保険グループにおいては調整ソルベンシー・マージンの算出が求められている。

調整ソルベンシー・マージンは、原則として、商法典 34Ij 条により連結決算書にもとづいて算出される。連結決算書が作成されない場合は、対象となる個々の会社の個別決算書に基づき算出される。ただし、連結決算書が作成される場合でも、監督官庁は、対象となる個々の会社の個別決算書に基づき算出することを許可することが出来ることとなっている（調整ソルベンシー命令 1 条 1 項、3 項、4 項）。

② ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨
…仕様書② (iii)

現在は過渡的な措置として、ソルベンシー・マージン比率規制と併行して資産運用比率規制を設けている。これは、現時点ではソルベンシーⅡが実施に至っておらず、特にバランスシートの資産サイドのリスクに対する資本要件が非常に大まかな形でしか施行されていないからである（BaFin へのヒアリングによる）。

③ ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見
…仕様書② (iv)

今後、ソルベンシーⅡ体制の下においても何らかの投資制限を設けるべきかという点については、現在議論の最中とのことである（BaFin へのヒアリングによる）。

フランス

1. 保険会社・子会社の業務範囲

フランスにおいては、保険法典（Code des assurances）の規定に基づき、健全性監督機構（Autorité de Contrôle Prudentiel : ACP）により保険業に対する監督が行われている。保険会社の業務範囲については保険法典に規定があるほか、通貨金融法典（code monétaire et financier）にも関連規定が置かれている。

(1) 保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①（i）、（v）

① 保険会社の業務範囲

保険法典では、生命保険会社本体の業務範囲を、「保険業務」および「銀行又は金融に係る関連行為（ただし、当該事業の生命保険会社の事業活動全体への影響が限定的である場合に限られる）」に限定している（保険法典 L 第 322-2-2 条）。

保険業務とは、次のような業務を指す（保険法典 L 第 310-1 条）。なお、フランスでは生命保険業務（下記第 1 号に相当する業務）と損害保険業務（下記第 3 号に相当する業務）との兼業はできない（保険法典 L 第 321-1 条第 3 項）。

- 債務の履行が人の生命の期間に依拠する契約を締結し、婚姻若しくは子供の出生の際に一時金の支払義務を負う、又は貯蓄を目的として資金を集め、及び当該目的のため特定の償還を約束する元受保険の提供（L 第 310-1 条第 1 号）
- 災害又は疾病に係る人身損害のリスクを保障する元受保険の提供（L 第 310-1 条第 2 号）
- その他のリスクを保障する元受保険の提供（L 第 310-1 条第 3 号）

「銀行又は金融に係る関連行為」については通貨金融法典に規定があり、次のような業務を指す（通貨金融法典 L 第 341-1 条）。なお、これらの業務については、当該事業を行うことによる生命保険会社の事業活動全体への影響が限定的である場合に限り、実施することが認められる（保険法典 L 第 322-2-2 条）。

- 金融商品に関する取引の実行
- 銀行取引又は付随取引の実行
- 投資サービス又は付随サービスの提供
- 様々な財産に関する取引の実行
- 投資に係る助言の提供
- 決済サービスの提供

保険法典 L 第 322-2-2 条

本法 L 第 310-1 条 (略) で挙げられた企業は、本法第 310-1 条 (略) 及び通貨金融法典 (code monétaire et financier) L 第 341-1 条に挙げられた事業 (但し、当該事業が企業の事業活動全体にとって影響が限定的である (importance limitée) もの) 以外の事業を行うことができない。(略)

保険法典 L 第 310-1 条

国家による監督は、(略) 以下に及ぶ。

- 1 債務の履行が人の生命の期間に依拠する契約を締結し、婚姻若しくは子供の出産の際に一時金の支払義務を負う、又は貯蓄 (capitalisation) を目的として資金を集め、及び当該目的のため特定の償還を約束する元受保険 (assurance directe contractent) を提供する企業。
- 2 災害 (accidents) 又は疾病 (maladie) に係る人身損害のリスク (risques de dommages corporels) を保障する元受保険を提供する企業。
- 3 その他のリスク (補助活動 (activité d'assistance) に係るリスクを含む) を保障する元受保険を提供する企業

(略)

通貨金融法典 L 第 341-1 条

いかなる方法によるものであっても、特定の自然人 ((personne physique)) 又は法人 (personne morale) に対して、以下についての当該人における同意を得るために、要求を受けることなく接触を図ることは、銀行又は金融に係る勧誘行為 (acte de démarchage bancaire ou financier) とする。

- 1 (略) 金融商品 (instruments financiers) に関する取引の実行
- 2 (略) 銀行取引 (opération de banque) 又は付随取引 (opération connexe) の実行
- 3 (略) 投資サービス (service d'investissement) 又は付随サービス (service connexe) の提供
- 4 (略) 様々な財産に関する取引 (opération sur biens divers) の実行
- 5 (略) 投資に係る助言 (conseil en investissement) の提供
- 6 (略) 決済サービス (service de paiement) の提供

(略)

② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性

保険会社が保険業務以外の業務（銀行又は金融に係る関連行為として、実施が認められているもの。具体的には①項をご参照）を実施するにあたって、ACP の認可を受ける必要はない（ACP へのヒアリングによる）。

（２） 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について

① 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書①（ii）、（iii）、（iv）

保険会社の子会社（保険会社が支配権を保有する会社）や、保険会社の兄弟会社（保険会社の支配権を保有する会社の子会社）の業務範囲に関して法令による制限は設けられておらず、合法的なものであればいかなる業務でも行うことができる。子会社の取得に関する ACP への事前の相談も不要である。

ただし、子会社の業務が保険会社の支払能力に悪影響を及ぼしていると判断される場合には、ACP は事後的・間接的な形で子会社の実施する業務に制限を加えることが可能である。

具体的には、ACP は保険会社の支払能力を評価するにあたって子会社との関連性を考慮に入れており、このような評価に必要な情報や文書の提出を保険会社および子会社に要求する権限を有している（通貨金融法典 L 第 612-26 条）。その上で、子会社の業務が保険会社の支払能力に悪影響を及ぼしていると判断した場合には、保険会社に対して是正のための各種の措置をとることができ、それによって子会社の業務に制限を加えることも可能である。

このように、子会社の業務範囲が保険会社本体よりも広くても、問題が生じた場合には是正のための措置をとることができるため、予防的に子会社の業務に制限を設ける必要性はないと考えられている（ACP へのヒアリングによる）。

② 保険会社による子会社の取得…仕様書①（vi）

保険会社は子会社を取得するにあたり、事前に ACP の認可を受ける必要はない。

ただし、子会社への出資が原因となって保険会社の支払能力が重大な影響を受けることがないよう、技術的準備金として計上できる子会社の持分には制限（同一組織に対する投資は、株式、その他の有価証券、貸付、貸付保証等を合計して 5% が上限とされ、子会社の場合にもこれが当てはまる。保険法典 R.332-3-1 条）が加えられており、これによって、保険会社の資産の健全性維持が図られている。

③ 兄弟会社の業務範囲…仕様書①（ii）

保険会社の親会社（持株会社）の子会社（保険会社の兄弟会社）が行なうことのできる業務範囲に関する直接の規定はない。

④ 兄弟会社の取得…仕様書① (vi)

保険会社の親会社による子会社（保険会社の兄弟会社）の取得に関しては、取得の対象が保険会社である場合を除き²⁵、ACP の認可を受ける必要はない。

⑤ 保険会社の子会社の監督…仕様書① (vii)

子会社が規制対象金融機関（銀行、その他の信用機関、投資サービス事業者、保険会社など）である場合には、子会社単体として各分野の監督機関による監督の対象となる。

規制対象金融機関以外の子会社の場合、ACP は「フォローアップ・アプローチ」による監督を行なう。通貨金融法典 L 第 612-26 条の規定に基づき、ACP は保険会社および子会社に対し、保険会社の支払能力を評価するために必要な情報や文書の提供を要求することができ、非規制対象機関との関連性に関する情報もこれに含まれる。

また、保険会社を含む企業グループ（保険グループ）全体については、連結勘定に基づいて保険会社の調整ソルベンシー・マージン比率の算定が課されるなどの「補充的監督」がなされる（保険法典 L 第 334-3 条）。

保険グループはまた、ACP に対して定期的に報告を行うことが求められる（保険法典第 344-14 条）。報告事項としては、グループの範囲や連結勘定、監督に必要な各種事項（グループ全体の情報及び個々の子会社の情報、グループ内取引等）がある。また、保険グループは内部統制報告書も提出する必要がある（保険法典 R 第 336-1 条）。

これらの保険会社および保険グループに対する監督プロセスにおいて、子会社の業務が保険会社の支払能力に悪影響を及ぼすことが懸念された場合には、ACP は保険会社に対して再建計画の策定を要求することを含め、支払余力の適正化のために必要な手段をとることができる（通貨金融法典 L 第 612-32 条）。どのような措置をとるかについては、生じている問題の性質により決定される。ただし、非規制対象機関である子会社に対して ACP が直接に事業の禁止を命じることはできない。

なお、子会社の業務に関連して ACP が保険会社に対する処分等を実施した例はこれまでのところ存在していないとのことである（ACP へのヒアリングによる）。

⑥ 議決権の保有制限…仕様書① (viii)

(a) 保険会社本体による議決権の取得・保有制限

大口信用規制における投資上限（55 ページをご参照）を除き、保険会社本体による他者の議決権の取得・保有に関する制限はない。

²⁵ 保険会社の経営についての実質的な支配権の取得、または議決権の 10 分の 1、5 分の 1、3 分の 1、または 2 分の 1 を上回ることにつながる持分を取得する場合、ACP の認可が必要である（保険法典 L 第 322-11-1 条）。

(b) 保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

保険会社の子会社が他の事業者の議決権を取得したり保有することに関しては、特に制限は設けられていない（ACP へのヒアリングによる）

(c) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

保険会社の子会社の議決権を他社が取得・保有することに関しても、法令上は特に規定が置かれていない

2. 資産運用規制

(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制

資産毎の資産運用比率規制や大口信用規制については、保険法典に詳細な規定が置かれている。

① 資産運用比率規制…仕様書② (i)

資産クラス毎の資産運用比率規制は、以下の通りとなっている。

	投資可能対象	被規制債務に対する上限	参考条文
有価証券等 (Valeurs mobilières et titres assimilés)	(1) 公共債 ・経済協力開発機構 (Organisation de coopération et de développement économique: OCDE) 加盟国により発行又は保証される債券及びその他の有価証券 ・社会保障債務返済金庫 (caisse d'amortissement de la dette sociale: CADES) により発行又は保証さ ・欧州共同体 (Communauté européenne) 加盟国が加盟する公的国際機関により発行又は保証される債 ・OCDE加盟国の地方自治体により発行又は保証される債券	(4)～(8)について65%	R第332-2条第A項第1号
	(2) (1) 以外の、承認された市場 (marché reconnu) で取引される債券、証券化ビークル (véhicules de titrisation) の利益参加証券及び持分		R第332-2条第A項第2号
	(2)-2 銀行間市場、短期金融市場又は債券市場における固定金利又は市場連動金利による1年以下の短期証券 (Titres de créances négociables)		R第332-2条第A項第2-2号
	(2)-3 中期社債 (Bons à moyen terme négociables)		R第332-2条第A項第2-3号
	(3) 会社型投資信託 (sociétés d'investissement à capital variable) の株式及び契約型投資信託 (fonds communs de placement) の持分		R第332-2条第A項第3号
	(4) (3)、(5)、(5)-2、(8)、(9)-2を除く、承認された市場で取引される株式及びその他の有価証券		R第332-2条第A項第4号
	(5) OCDE加盟国に本店を有する保険会社の株式 (同一の会社により発行される株式については50%)		R第332-2条第A項第5号 (R第332-3-1条第2項)
	(5)-2 (5) 以外の保険会社の株式		
	(6) (2)、(2)-2、(2)-3、(3)、(4)、(5)、(5)-2、(7)-2、(8)、(9)-2を除く、OCDE加盟国に本店を有する商事会社 (sociétés commerciales) により発行される株式、持分、権利等		R第332-2条第A項第6号
	(7) ハイリスク投資信託 (fonds communs de placement à risques: FCPR) 等の持分		R第332-2条第A項第7号
	(7)-2 一定の会社型投資信託の株式及び契約型投資信託の持分等		R第332-2条第A項第7-2号
	(7)-3 一定の会社型投資信託の株式及び契約型投資信託の持分		R第332-2条第A項第7-3号
	(7)-4 一定の会社型投資信託の株式及び契約型投資信託の持分		R第332-2条第A項第7-4号
(8) (3)、(7)、(7)-2、(7)-3、(7)-4を除く、会社型投資信託の株式及び契約型投資信託の持分	R第332-2条第A項第8号		
不動産 (Actifs immobiliers)	(9) OCDE加盟国内に所在する不動産に帰属する不動産物権 (Droits réels immobiliers)	(9)～(9)-4、(9)-6 について40%、 (9)-5について10%	R第332-2条第B項第9号
	(9)-2 OCDE加盟国内に本店を有し、不動産を唯一の投資対象とする会社の持分又は株式		R第332-2条第B項第9-2号
	(9)-3 (9)-4～(9)-6を除く、不動産投資信託 (organismes de placement collectif immobilier) の持分又は株式		R第332-2条第B項第9-3号
	(9)-3 一定の不動産投資信託の持分又は株式		R第332-2条第B項第9-4号
	(9)-4 一定の不動産投資信託の持分又は株式		R第332-2条第B項第9-5号
(9)-5 一定の不動産投資信託の持分又は株式	R第332-2条第B項第9-6号		
貸付	(10) OCDE加盟国、当該国の地方自治体、公的機関に対する貸付又は貸付保証	(10)～(12)全体について 10%	R第332-2条第C項第10号
	(11) OCDE加盟国内に所在する自然人又は法人に対する抵当貸付		R第332-2条第C項第11号
	(12) OCDE加盟国内に所在する自然人又は法人に対するその他の貸付		R第332-2条第C項第12号
預金	(13) 預金		R第332-2条第C項第13号

この資産運用比率規制については、個別の事情に応じて、ACP が適用を除外することも可能とされている（保険法典 R 第 332-3 条）。保険会社が資産運用比率の上限を超過した場合、ACP は個別に状況の審査を行う。また、どの程度まで超過が許容されるかという点について一定の基準はなく、許容幅はケース・バイ・ケースで決定される。なお、これを超過した資産については、技術的準備金に算入することができなくなる（ACP へのヒアリングによる）。

② 保険会社の投資状況…仕様書②（v）

実際の保険会社の資産運用比率の状況は資産クラスによって異なるが、一般的には上限を十分に下回る状況である。特に株式投資については、かなり低い比率となっている（ACP へのヒアリングによる）。

③ 大口信用規制…仕様書②（i）

大口信用規制についても保険法典に規定が置かれており、概要は次のとおりである。

投資可能対象	認容資産に対する上限 (1機関もしくは物件につき)	参考条文
・同じ組織が発行する有価証券、同じ組織に対する貸付若しくは貸付保証、同じ組織に対する預金の総額	5%	R第332-3-1条
・同一不動産	10%	
同一の会社又は組織により発行される上記(6)、(7)、(7)-2、(7)-3、(9)-5の有価証券及び無担保貸付	1%	

大口信用規制についても、個別の事情に応じて ACP が適用除外の取り扱いを行うことができる（保険法典 R 第 332-3-1 条）。

(2) ソルベンシー・マージン比率規制

① フランスにおけるソルベンシー・マージン規制…仕様書②（ii）

(a) 導入状況

フランスでは、現行の規制としてソルベンシー I が導入されている。フランスにおいても他の EU 諸国と同様に 2012 年 10 月以降にソルベンシー II に移行する予定となっている。現在は、ソルベンシー II の国内導入に関して、国内法の準備している段階である。

(b) ソルベンシー規制の概要

国家の監督に服する企業は、コンセイユ・デタのデクレに定める方法に基づき、いつでも、ソルベンシー・マージン規制を遵守しなければならない（L334-1 条）と定められており、必要な資本の確保が求められている。

保険グループに対しては、EU 保険グループ指令 (98/78/EC) の国内法化により、保険企業が属する保険グループ内のほかの保険企業等の財務状況を勘案した調整ソルベンシーによる補充監督が導入されている。

補充監督の対象となる企業は、次の企業である。当該保険企業の関係企業も補充監督の対象となるが、保険・相互扶助組織検査庁 (Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles : ACAM) が、関係企業の重要性が極めて低く、補充監督の目的に反すると判断する場合は、監督対象から除外させることが出来ると規定されている (保険法典 L 第 334-3 条)。

- 保険グループに属する、国家監督に服し、フランス国内に本店を有する保険企業
- 保険混合グループ会社の子会社である、国家監督に服し、フランス国内に本店を有する保険企業

調整ソルベンシー・マージンの算定方法は、連結または結合計算書の情報を元に算定するソルベンシー・マージンとして認められる要素と、補充監督の範囲に含まれる企業の連結または結合計算書の情報を基に算定するソルベンシー・マージン必要額との差額となっている (保険法典 R 第 334-42 条)。

② ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨 …仕様書② (iii)

EU における現行制度 (「ソルベンシー I」) では、資産運用比率規制のような定量的な投資制限とソルベンシー・マージン比率規制とを併用する形となっている。

ソルベンシー・マージンは、技術的準備金が不足した場合、ないしこれをカバーする資産が不足した場合に「バッファ」としての役割を果たすものと考えられている。現行のソルベンシー・マージン比率規制は、保険会社の負債サイドまたは資産サイドにおいて問題が発生した場合に、技術的準備金を補完するための安全網であり、これのみで保険会社の支払余力を確保することを意図したものではない。

従って、資産運用比率規制は、ソルベンシー・マージンと相互補完的な役割を果たすものと認識されている (ACP へのヒアリングによる)。

③ ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見 …仕様書② (iv)

EU における規制は現在、「ソルベンシー II」体制の下でのリスクベースおよびプリンシプルベースのアプローチに移行中であるが、「ソルベンシー II」においては資産運用比率規制のような定量的投資制限は廃止されることになっている。

ソルベンシー II では、保険会社の投資に関し「プルーデント・パーソン原則²⁶」ア

²⁶ フランスでは、再保険業者に対しては既にプルーデント・パーソン原則が導入されている (保

アプローチが採用される（EU 指令 2009/138 132 条）。「ブルーデント・パーソン原則」とは、すべての資産は「ポートフォリオ全体の安全性、クオリティ、流動性および収益性を確保できるように投資されなければならない」というものである。この一般原則については、欧州保険・年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority : EIOPA）での議論を経た後、ガイドラインを制定してさらに明確化がなされる予定である。

さらに、ソルベンシー II では、現行のソルベンシー・マージン比率規制とは異なり、市場リスク計測のためのモジュールが導入されることにより、投資資産に関連するリスクを勘案して必要資本の水準を設定することができるようになる。

以上のような理由から、ソルベンシー II においては、現行のような定量的投資制限は不要になると考えられている（ACP へのヒアリングによる）。

カナダ

1. 保険会社・子会社の業務範囲

カナダにおいては、カナダ保険会社法（Insurance Companies Act of Canada：以下 ICA という）に基づき、金融機関監督局（Office of the Superintendent of Financial Institutions：OSFI）が保険会社の監督を行っている。保険会社の業務範囲についても、ICA に規定が置かれている。

（1） 保険会社（本体）の業務範囲について…仕様書①（i）、（v）

① 保険会社の業務範囲

保険会社に対しては業務の制限が設けられており、金融サービスを提供する業務に一般的に属する事業以外の事業を行うことはできないとされている（ICA 第 440 条(1)）。

なお、以下の業務については当然に保険会社が業務として行うことができるとされている。（ICA 第 440 条）

- 金融代理人、財産保全管理人、清算人、仮押人としての業務
- 投資顧問サービス、ポートフォリオ管理サービスの提供
- クレジットカード等の発行及び他の者と共同でのクレジットカード等の制度の運用

また、保険業務に付随する業務として、以下を行うことができることも規定されている（ICA 第 441 条(1)）。ただし「特定事業の管理・助言サービス」については、損害保険会社に対しては許容されていない。

- 不動産仲介サービスの提供
- 不動産の保有、管理、その他取引
- 自社のために開発し、保険会社の業務に不可欠な情報処理サービスを重要な投資先である事業体に対して国内で提供すること
- 国外又は国内（財務大臣の書面による事前承認が必要）における情報処理サービス又は情報サービス会社としての活動
- データ伝送システム、情報サイト等の設計、開発、製造、販売、その他取引（財務大臣の書面による事前承認が必要）
- 自社が発行したクレジットカード等の保有者に対する物品・サービスの販売促進
- チケット、都市交通の切符、政府主催の宝くじ（非営利の公共サービスに基づ

いた宝くじを含む)の販売

- 財産管理人としての業務
- 保険事業の運営に合理的に付随するものである場合における以下の事業(ただし、財務大臣の書面による事前承認が必要)
 - ◆ 安全・リスク防止サービス、リスク管理、支払請求査定に関連したサービスの提供
 - ◆ 独立の保険ブローカー及び代理店へのコンピューターシステムの提供
 - ◆ 独立の保険ブローカー及び代理店への支援の提供
 - ◆ 修理及び査定に関する施設の運営
 - ◆ その他業務
- 特定事業の管理・助言サービス(生命保険会社のみ)

② 保険業務以外の業務に係る認可の必要性

保険会社は、特別に要求されている場合を除いて、財務大臣(Minister of Finance)の事前の承認を得ることなく、ICA第440条(保険会社が当然に行なうことのできる業務)および第441条(保険業務に付随する業務)に列挙されているいずれの事業にも従事することができる。ICAにおいて財務大臣の事前承認が要求されているのは以下の業務で、いずれも保険会社による商業活動(非金融業務)にあたるものである。

- カナダ国内における情報処理サービス又は情報サービス会社としての活動(保険会社法第441条第1項(d))
- データ伝送システム、情報サイト等の設計、開発、製造、販売、その他取引(ICA第441条第1項(d.1))
- 保険事業の運営に合理的に付随するものである場合における以下の事業(ICA第441条第1項(h))
- 安全・リスク防止サービス、リスク管理、支払請求査定に関連したサービスの提供
 - ◆ 独立の保険ブローカー及び代理店へのコンピューターシステムの提供
 - ◆ 独立の保険ブローカー及び代理店への支援の提供
 - ◆ 修理及び査定に関する施設の運営
 - ◆ その他業務

財務大臣の承認は通常、金融機関監督局長(Superintendent of Financial Institutions、以下OSFI局長という)の助言に応じて与えられる。OSFI局長の助言は保険会社の健全性に対する判断に基づいてなされ、また(a)申請された業務がどの程度金融業務に付随するものであるかという点や、(b)国家の安全保障及びカナダの国際関係や国際法上の義務も考慮される(ICA第1016.1条第2項)。

(2) 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲について

① 保険会社の子会社の業務範囲…仕様書① (ii)、(iii)、(iv)

ICA では、保険会社の子会社として取得・保有できる事業体の種類について規定しており (ICA 第 495 条)、子会社の業務はこれらの事業体を実施できる業務に限定される。

保険会社の子会社として取得・保有できる事業体、およびその業務範囲は次のようなものである。子会社が別途 OSFI または州政府による監督を受ける保険会社や金融機関である場合を除いて、子会社の業務は保険会社本体が実施できる業務に限定されており、子会社を用いての本体の業務範囲規制の潜脱は起こらないようになっている。

- 保険会社 (共済組合、保険持株会社も含む)
- 金融機関 (銀行、銀行持株会社、協同信用組合、信託会社、貸付会社、証券会社)
- 保険会社、金融機関以外の事業体の場合は、行うことのできる業務に以下のような制限がある。
 - ◆ 金融サービス業務、および保険会社に実施が認められている業務。ただし、特定事業の管理・助言サービスは除く。
 - ◆ 保険会社が保有・取得できる法主体の株式・持分権の取得・保有。
 - ◆ 保険会社・グループ会社の提供する金融商品・サービスの販売等。
 - ◆ ミューチュアルファンドの提供・販売。
 - ◆ その他、規則で定める業務。リスク防止サービスの提供、リハビリ施設の運営、その他保険会社が支配する会社が行なう事業に合理的に付随するものなどが該当する (付随業務規則 2 条)。

保険会社、金融機関以外の事業体が次のような業務を行なっている場合には、保険会社は当該事業体を取得・保有してはならないとされている。

- 生命保険会社が取得・保有できないもの (保険会社、金融機関は除く)
 - ◆ 預金受入業務
 - ◆ 信託業務 (fiduciary activities)、住宅抵当業務 (residential mortgages)、リース業務 (leasing)
 - ◆ 有価証券取引業務 (ミューチュアルファンド業務、投資相談業務、ポートフォリオ管理業務を除く)
 - ◆ 生命保険会社が取得・保有できない事業体の支配・投資
 - ◆ その他、規則に定めのある業務
- 損害保険会社が取得・保有できないもの (保険会社、金融機関を除く)

- ◆ 預金受入業務
- ◆ 信託業務 (fiduciary activities)、住宅抵当業務 (residential mortgages)、リース業務 (leasing)
- ◆ 有価証券取引業務 (ミューチュアルファンド業務、投資相談業務、ポートフォリオ管理業務を除く)
- ◆ 保険会社にとって市場リスクや信用リスクが生じる金融仲介業務 (ファイナンス業務、ファクタリング業務、リース業務など)
- ◆ 特定金融会社の業務
- ◆ 損害保険会社が取得・保有できない事業体の支配・投資
- ◆ その他、規則に定めのある業務

カナダ保険会社法

第 495 条

(1)本条(6)～(8)項および第 11 部 (Part XI) の定めに従い、保険会社は以下の法主体の支配権の獲得、または重要な投資 (substantial investment) の取得または増加を行なうことができる。

- (a) 保険会社又は共済組合
- (b) 保険持株会社
- (c) 銀行
- (d) 銀行持株会社
- (e) 信託貸付会社法が適用される法人
- (f) 協同信用組合法が適用される団体
- (g) 州法に基づいて設立された信託会社、貸付会社、保険会社
- (h) 州法に基づいて設立、規制される協同信用組合
- (i) 連邦法または州法に基づき設立され、主に有価証券取引に従事する法主体
- (j) 連邦法または州法に基づき設立され、主にカナダ国外において、銀行業、協同信用組合業、保険業、信託業、有価証券取引業に相当する業務に従事する法主体

(2)本条(3)項および(6)～(8)項、および第 11 部の定めに従い、生命保険会社は(1)項(a)～(j)にて規定された法主体の他、実施する業務が以下のいずれか 1 つ以上に限定される法主体の支配権の獲得、または重要な投資の取得または増加を行なうことができる。

- (a) 金融サービス業務、または本法第 440 条(2)項または 441 条、または 44.2 条に基づき、保険会社に実施が認められている業務 (ただし、441

条(1)項(h)を除く)。

- (b) 保険会社による保有または取得が認められている法主体の株式または持分権の取得または保有
- (c) (親会社となる) 保険会社、またはそのグループのメンバーのみを対象とするサービスの提供
- (d) 保険会社に許されているその他の業務で、保険会社またはそのグループのメンバーにより提供される金融商品または金融サービスの宣伝、販売、受渡、流通に関連するもの
- (e) ミューチュアルファンド会社、もしくはミューチュアルファンド販売会社としての業務
- (f) 規則に定めがある場合には、規則で定める業務

(3)生命保険会社は、預金受入業務を行う法主体、またはその業務が以下のものを含む法主体は、(2)項(a)～(e)に規定された業務を行う法主体として、支配権の獲得、または重要な投資の取得または増加を行なうことができない。

- (a) 本法 466 条、469 条および 475 条により、保険会社が実施を認められていない業務
- (b) 有価証券取引。ただし、(2)項(e)または 440 条(2)項(b)によって認められているものを除く。
- (c) 本法 489 条に基づいて制定される規則によって、保険会社が行なうことが禁止されている業務。
- (d) 保険会社による取得が認められている法主体（当該主体の支配権を保険会社が保有している場合）、ないしは保険会社による重要な投資の取得が認められている法主体（当該主体の支配権を保険会社が保有していない場合）を除く、他の法主体の支配権の取得または重要な投資の取得・保有。

(4)本条(5)～(8)項および第 11 部の定めに従い、損害保険会社または海上保険会社は、(1)項(a)～(j)にて規定された法主体の他、実施する業務が以下のいずれか 1 つ以上に限定される法主体の支配権の獲得、または重要な投資の取得または増加を行なうことができる。

- (a) 金融サービス業務、または本法第 440 条(2)項または 441 条、または 44.2 条に基づき、損害保険会社または海上保険会社の実施が認められている業務（ただし、441 条(1)項(h)を除く)。
- (b) 保険会社による保有または取得が認められている法主体の株式または持分権の取得または保有

- (c) (親会社となる) 保険会社、またはそのグループのメンバーのみを対象とするサービスの提供
- (d) 損害保険会社に許されているその他の業務で、損害保険会社またはそのグループのメンバーにより提供される金融商品または金融サービスの宣伝、販売、受渡、流通に関連するもの
- (e) ミューチュアルファンド会社、もしくはミューチュアルファンド販売会社としての業務
- (f) 規則に定めがある場合には、規則で定める業務

(5) 損害保険会社、または海上保険会社は、預金受入業務を行う法主体、またはその業務が以下のものを含む法主体は、(4)項(a)～(e)に規定された業務を行う法主体として、支配権の獲得、または重要な投資の取得または増加を行なうことができない。

- (a) 本法 466 条、469 条および 478 条により、保険会社が実施を認められていない業務
- (b) 有価証券取引。ただし、(4)項(e)または 440 条(2)項(b)によって認められているものを除く。
- (c) 保険会社にとって市場リスクや信用リスクが生じる金融仲介業務。ファイナンス会社、ファクタリング会社、リース会社の業務を含む。
- (c.1) 特定金融会社 (specialized financing entity) の業務
- (d) 保険会社による取得が認められている法主体 (当該主体の支配権を保険会社が保有している場合)、ないしは保険会社による重要な投資の取得が認められている法主体 (当該主体の支配権を保険会社が保有していない場合) を除く、他の法主体の支配権の取得または重要な投資の取得・保有。
- (e) 規則に定めのある業務

② 保険会社による子会社の取得…仕様書① (vi)

保険会社の子会社として取得しようとする事業体が以下に該当する場合には、事前に財務大臣の書面による認可を必要とする (ICA 第 495 条(7))。

- 以下の事業体を、グループのメンバー以外から獲得する場合
 - ◆ 州法に基づいて設立された信託会社、貸付会社、保険会社
 - ◆ 州法に基づいて設立、規制される協同信用組合
 - ◆ 連邦法または州法に基づき設立され、主に有価証券取引に従事する法主体

- 以下に該当する事業体を、グループ外の保険会社、銀行、連邦法により規制される信託貸付会社および協同信用組合から獲得する場合。ただし、獲得しようとする事業体の業務がファクタリングおよび金融リース業務に限定されている場合は除く。
 - ◆ 連邦法または州法に基づき設立され、主にカナダ国外において、銀行業、協同信用組合業、保険業、信託業、有価証券取引業に相当する業務に従事する法主体。
 - ◆ 金融サービス業務、または保険会社に認められる業務を行なう保険会社・金融機関以外の事業体で、市場リスクまたは信用リスクを伴う金融仲介業務に従事しているもの。
- 以下の業務を実施している事業体を獲得する場合。
 - ◆ 保険会社に許されているその他の業務で、保険会社またはそのグループのメンバーにより提供される金融商品または金融サービスの宣伝、販売、受渡、流通に関連するもの。
 - ◆ 損害保険会社に許されているその他の業務で、損害保険会社またはそのグループのメンバーにより提供される金融商品または金融サービスの宣伝、販売、受渡、流通に関連するもの。
 - ◆ カナダ国内における情報処理サービスまたは情報サービス会社としての業務。
 - ◆ データ伝送システム、情報サイト等の設計、開発、製造、販売、その他取引。
 - ◆ その他、規則に定めのある業務。

また、保険会社が子会社として取得しようとする事業体が以下に該当する場合には、事前に OSFI 局長の書面による認可を必要とする (ICA 第 495 条(8))。ただし、前述した ICA 第 495 条(7)に基づく財務大臣の認可を既に受けている場合には、OSFI 局長の認可は不要である (ICA 第 495 条(9))。

- 州法に基づいて設立された信託会社、貸付会社、保険会社
- 州法に基づいて設立、規制される協同信用組合
- 連邦法または州法に基づき設立され、主に有価証券取引に従事する法主体
- 連邦法または州法に基づき設立され、主にカナダ国外において、銀行業、協同信用組合業、保険業、信託業、有価証券取引業に相当する業務に従事する法主体
- 以下に該当する事業体を、グループ外の保険会社、銀行、連邦法により規制される信託貸付会社および協同信用組合から獲得する場合。ただし、獲得しようとする事業体の業務がファクタリングおよび金融リース業務に限定されて

いる場合は除く。

- ◆ 連邦法または州法に基づき設立され、主にカナダ国外において、銀行業、協同信用組合業、保険業、信託業、有価証券取引業に相当する業務に従事する法主体。
- ◆ 金融サービス業務、または保険会社に認められる業務を行なう保険会社・金融機関以外の事業体で、市場リスクまたは信用リスクを伴う金融仲介業務に従事しているもの
- 保険会社による保有または取得が認められている法主体の株式・持分権の取得・保有を行う事業体（特定金融会社を含む）。

③ 兄弟会社の業務範囲…仕様書① (ii)

保険会社の親会社が保険持株会社（生命保険会社の持株会社）である場合には、その子会社（生命保険会社の兄弟会社）の業務範囲には、生命保険会社の子会社と同様の制限が課されている（ICA 第 971 条(1)~(3)）。

保険会社の親会社が保険持株会社ではない場合、その子会社の業務範囲に関する制限はない（OSFI へのヒアリングによる）。

④ 兄弟会社の取得…仕様書① (vi)

保険会社の親会社（持株会社）による子会社（保険会社の兄弟会社）の取得に関し、ICA では、連邦法に基づいて設立された保険持株会社（生命保険会社の持株会社）に限り、一部の事業体の取得に際し、財務大臣および OSFI 局長の書面による事前の認可を必要としている（ICA 第 971 条(5),(6)）。取得にあたって認可が必要となる事業体は、保険会社による子会社の場合と同じである（①項をご参照）。

ただし現時点において、連邦法に基づく保険持株会社は未だ設立されていない。このため実際には、保険会社の親会社が子会社を取得するにあたって、ICA に基づく認可を得る必要は生じていない。

ただし、取得しようとする事業体がカナダ国内の銀行、連邦法に基づいて設立された信託貸付会社、または保険会社である場合には、それぞれの業法に基づき、監督当局から支配権取得のための認可を得る必要がある。

⑤ 保険会社の子会社の監督…仕様書① (vii)

子会社の業務に関する監督は、保険会社に対する通常の監督フレームワークの中で実施しており、個々のケースについて必要に応じて情報を徴求したり、子会社の業務内容や業務の状況、リスクエクスポージャーについての分析を行ったりしている（OSFI へのヒアリングによる）。

なお ICA では、保険会社は子会社（保険会社、銀行、連邦法に基づく信託会社、貸付会社、協同信用組合を除く）の取得にあたり、これらの子会社の業務およびこれらの法主体に関する情報へのアクセスに関し、OSFI の要求を受け入れなければなら

ないと定めている（ICA 第 497 条）。また、保険会社の財務上の健全性を保つために必要であると判断すれば、OSFI 局長は保険会社を支配する者、および保険会社と関連性を持ついかなる者に対しても、情報や文書の作成・提出を要求することができる（ICA 第 671 条(1)）。

このような監督プロセスにおいて、子会社の業務が保険会社の健全性に悪影響を及ぼしていることが懸念された場合、OSFI は保険会社、または保険会社に関連する者に対し、問題とされる活動を打ち切ることまたは控えること、および状況を是正するのに必要だと OSFI 局長が判断する行動をとることを命じることができる（ICA 第 676 条(1)）。また、OSFI 局長は、保険会社の保険事業の安全性および健全性を維持または向上させるためのあらゆる措置を講じることを目的として、保険会社との間に「健全性合意 (prudential agreement)」を締結することができる（ICA 第 675.1 条）。保険会社、または保険会社に関係のある者がこれらの監督命令や健全性合意に違反した場合、OSFI 局長は違反等の命令を発するよう裁判所に申請することができる（ICA 第 678 条）。また最終的な措置として、OSFI は保険会社に対し特定の子会社の保有を中止するよう命令する「剥奪命令 (divestment order)」を発することができる（ICA 第 510 条）。

上記のような規定に基づき、子会社の業務に関して OSFI が保険会社又は子会社に対して発する典型的な措置としては、以下のようなものが挙げられる。

- 追加的資本注入の要請・命令
- 投下資本の引き上げに際し、OSFI による承認を要求
- 配当の制限
- 子会社の親会社の役員との面談
- 子会社に対する監督の実施
- モニタリングレベルの引き上げ
- 経営管理及び運用上のプロセスや統制に関する子会社への助言
- 子会社に対し、負債に見合う資産を保持するための信託勘定の開設を要求
- 子会社に対し、オンサイトおよびオフサイト検査の追加実施
- 地域の監督当局との連携強化

なお、これらの措置を実際に発動した件数について、正確な統計はとっていないとのことである（OSFI ヒアリングより）。

⑥ 議決権の保有制限…仕様書① (viii)

(a) 保険会社本体による議決権の取得・保有制限

保険会社は、子会社として取得することが認められている事業体（60 ページをご参照）を除くその他の事業体に対する重要な投資の取得・保有が禁じられている（ICA

第 495 条)。重要な投資とは、(1)すべての議決権の 10%超に相当する議決権付株式を直接または支配する法主体を通じて所有する場合、(2)法人の株主資本の 25%超に相当する株式を直接または支配する法主体を通じて所有する場合をいう (ICA 第 10 条 (1))。

つまり、保険会社本体による 10%超の議決権の取得・保有は、子会社が行うことを認められる業務を営む法人に限定されている。

(b) 保険会社の子会社による議決権の取得・保有制限

保険会社の子会社（金融機関である場合を除く）は、保険会社による取得が認められている事業体を除くその他の事業体に対する支配権の取得、または重要な投資の取得・保有が禁じられている (ICA 第 495 条(3),(5))。

従って、保険会社の子会社についても、10%超の議決権の取得・保有は子会社が行うことを認められる業務を営む法人に限定されている。

(c) 保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する制限

ICA には、保険会社の子会社の議決権を第三者が取得・保有することに関する量的な制限はない。

ただし子会社が以下に該当する場合には、保険会社が当該子会社を ICA 第 3 条 (1)(d)に定義される意味において「支配」していることが要件とされている (ICA 第 495 条(6))。

- 子会社が保険会社または金融機関である場合。
- 子会社が保険会社・金融機関以外の事業体であって
- 金融サービス業務、または保険会社に実施が認められる業務を行っており、市場リスクまたは信用リスクを伴う金融仲介業務に従事している場合。
- 保険会社による保有または取得が認められている法主体の株式・持分権の取得・保有業務を行っている場合。

ICA 第 3 条(1)(d)に定義される意味において「支配」しているとは、保険会社が当該子会社に直接または間接の影響力を有しており、それを行使するときには、当該子会社を実質的に支配することになるということを指す。この規定により、第三者による子会社の議決権の取得・保有は実質的に、保険会社による子会社の支配に影響しない範囲までに制限されることになる (OSFI ヒアリングより)。

2. 資産運用規制

(1) 資産ごとの資産運用比率規制・大口信用規制

① 資産運用比率規制…仕様書② (i)

カナダでは、一律の規範的な資産運用比率規制よりも、個々の保険会社がそれぞれの実態に応じた実効性のある投融資方針を策定するという「プルーデント・パーソン・アプローチ」が採用されている。ICA では、保険会社の投融資方針は、「不必要な損失リスクを避け相応の収益を得るという目的のために、合理的で慎重な者であれば適用するであろう」ものでなければならず、各保険会社はそれぞれそのような投融資方針を策定し、それを遵守しなければならないとしている (ICA 第 492 条)。

カナダ保険会社法

第 492 条

取締役会は、投資および貸付のポートフォリオに関して、不必要なリスクを避け相応の収益を得るという目的のために、合理的で慎重な者であれば適用するであろう投資および貸付の方針、基準、手順を定めなければならず、保険会社はこれに従わなければならない。

ただし一部の資産については、以下のような資産ごとの量的制限が設けられている。生命保険会社に対して要求されている資産ごとの量的制限については、次の通りとなっている。

投資可能対象	量的制限	参考条文
株式	以下の合計額 ①規則により定められた額の70% ②無配当保険契約に関する会社の負債の15% ③有配当保険契約に関する会社の負債の25% ④年金に関する会社の負債の5%	第507条
不動産	以下の合計額 ①規則により定められた額の70% ②無配当保険契約に関する会社の負債の15% ③有配当保険契約に関する会社の負債の25% ④年金に関する会社の負債の5%	第506条
合計限度 (株式と不動産の合計)	以下の合計額 ①規則により定められた額の100% ②無配当保険契約に関する会社の負債の20% ③有配当保険契約に関する会社の負債の40% ④年金に関する会社の負債の5%	第508条
商業貸付	(1)資本が2500万カナダドル以下の保険会社の場合、総資産の5%以下 (2)(1)以外の保険会社の場合、OSFI長官の許可があれば5%を超えることも可能	第503条、第504条
債券	制限なし	

また、損害保険会社に対して要求されている資産ごとの量的制限については、次の通りとなっている。

投資可能対象	量的制限	参考条文
株式	総資産の25%	第508条
不動産	総資産の10%	第506条
合計限度	総資産の30%	第509条
商業貸付	総資産の5%	第505条
債券	制限なし	

上記の例外として、生命保険会社による商業貸付については、規制資本が 2,500 万カナダドル超の生命保険会社、またはそれに相当する額の規制資本を有する金融機関に支配されている生命保険会社は、OSFI 局長の事前の承認を経て、総資産の 5% を超える残高を保有することができることとされている (ICA 第 504 条)。

この例外規定適用のための手続については「商業貸付に係る基準についてのガイドライン (Guideline No. E-2, Commercial Lending Criteria、以下ガイドライン E-2 という)」に規定があり、その概要は次のようなものである。

1. 商業貸付の制限を現在超過している企業や超過を希望している企業は、承認のための届出を行う。届出は、各企業ごとになされる。
2. 商業貸付の制限を現在超過している企業は、適用が保留となっている内容を継続する暫定的な取り決めを行うことができる。
3. 当局の承認は、制限値を定めない一般的な承認と、制限値を定める承認の二種類に分けられる。
4. 制限値を定めない承認を得るためには、企業は資本が充実していること、大規模な商業貸付事業に基づき、かつ商業貸付事業に係る計画や信用リスク管理プログラム、信用供与及びモニタリング手続を通して、信用管理記録が一貫して健全であること、商業貸付に係るリスク管理能力が十分であることを示さなければならない。
5. 商業貸付の制限の超過に係る承認を得ようとする企業の内、4 で示された要件を満たさないものの各種基準により商業貸付に係る十分な管理能力を示すことができる企業は、段階的に商業貸付を増加させることができる。事前に承認基準値が得られた場合、当該企業はその範囲で商業貸付を増加させることや、4 で示された要件を満たす限り制限値を定めない承認を要求することができる。
6. 申請書に含まれる情報については、企業の審査や監督業務 (モニタリング、分析、検査等) により得られた過去の実績を通じて、当局により検証される。
7. 通常であれば、商業貸付の制限の超過に係る事前申請が却下されることはない。当局は、企業が健全なリスク管理を行うよう監督を行う。

また、ガイドライン E-2 では、OSFI では承認の基準として次のような点を考慮するとしている。

①現在の状況

- ◆ 商業貸付に係る現在の承認段階
- ◆ 自己資本
- ◆ 法令遵守

②過去の実績

- ◆ 過去 5 年間における商業貸付の額
- ◆ 不良債権、引当、損金処理、借換、未払に係る統計
- ◆ 商業貸付及び他の貸付に係る他の指標

③収支実績

- ◆ 事業活動の種類（例えば規制に係る報告書で用いられているもの）に区分した上での年間の売上実績（過去 5 年分）の分析

④専門性

- ◆ 商業貸付事業に係る主要な上席担当者の背景や経歴（過去の経験や専門分野を含む）

⑤事業計画

- ◆ 包括的な事業計画（商業貸付事業、市場動向、今後の見通しと予算に係る戦略）

⑥リスク管理

- ◆ 信用リスクに係る捉え方
- ◆ 取締役会および役員の役割
- ◆ 信用供与を行う範囲（債務者の種類や地理的範囲）
- ◆ 信用供与に係る権限委譲の程度、損金処理に係る規定
- ◆ 以下に係るポートフォリオの集中の制限
 - 単一の取引先
 - 取引先のグループ
 - 産業セクター
 - 所在地
 - 単一の国又はクラス化された国々
 - 信用機関の種類
 - 証券の種類
- ◆ 分散投資に係る方針

⑦信用供与、文書化、情報収集

- ◆ 信用供与に係る査定
- ◆ 文書化の基準
- ◆ 情報収集のプロセス

⑧信用調査

- ◆ 取引先、信用機関、産業、所在地によるポートフォリオに係る分析
- ◆ 信用格付に係る基準やそれに基づき利率を決定するための信用格付の仕組み
- ◆ 取引先に係る定期的モニタリングを行うための信用の見直しに係るプロセスや再評価・再格付のための手続
- ◆ 信用供与を企業の方針と合致させるための内部監査及びプロセス・手続

② 保険会社の投資状況…仕様書② (v)

上述の「プルーフ・パーソン・アプローチ」に基づき、保険会社は取締役会で承認された投資方針に従って資産運用を行っており、OSFIはこの投資方針を各保険会社が順守しているかを監督している。

この投資方針に対する一時的な違反が生じることはあるが、通常は妥当な時間内には是正されている。

各保険会社の投資方針で許容されるリスクの程度は、OSFIが当該保険会社の投資リスクを監視するためにどの程度の監督行為を実施するかを決定する際の判断材料となる。リスクの高いタイプの資産への投資や、大きなリスク量を許容する投資方針を採用している場合、その保険会社への監督は強化される。また、投資方針に定められた投資上限に違反することが多い保険会社も、よりハイレベルな監督の対象となる。

保険会社が投資方針において投資上限を設定する際には、為替レートや金利水準の変動によって生じるリスクを考慮しなければならないとされている。また、法令によって上限が設定されているものについては、これを十分に下回る水準で自社の上限を設定することが期待されている。OSFIは、法令等の不遵守を極めて重大な問題と捉えており、法令上の要件があるものについては、これを厳格に適用するスタンスをとっている（OSFIへのヒアリングによる）。

③ 大口信用規制…仕様書② (i)

ICAには大口信用規制のための規定はない。ただし、OSFIのガイドラインでは、保険会社が投資の集中に関する内部方針を書面にて制定し、これを有効に運用するための内部管理・統制システムを整備することを求めている。ガイドラインではさらに下記のとおり同一対象への信用供与や投資に関する上限が設けられているが、当該上限は例外的なものであるとされ、各保険会社が内部方針にて設ける上限値はガイドラインにおける上限よりも十分に低い水準に設定することを求めている。

- 生命保険会社を対象とする大口信用規制
 - ◆ 生命保険会社

同一対象（返済資金源が同一であるなど、リスクが共通であるとみなされる関連先（**connection**）も含まれる）への連結ベースでの信用供与総額は、総資本の 25%を超えてはならない。
 - ◆ 外国生命保険会社の支店

本国の規制機関が大口信用規制を実施しており、海外支店に対して適用するための手順が整備されているなどの所定の条件を満たしていれば、本国における上限が適用される。

これらの条件が満たされていない場合、外国生命保険会社の支店による信用供与総額は、純資産の 5%を超えてはならない。
 - ◆ 生命保険会社の子会社である国内生命保険会社

営業を行っている生命保険会社の子会社であるカナダ国内の生命保険会社は、連結ベースでの同一対象への信用供与総額が子会社の総資本の 100%を超えてはならない。

同一対象への信用供与総額が子会社の総資本の 50%を超えた時点で、OSFI への報告が求められる。為替変動が原因で 50%を超えた場合には報告の必要はないが、OSFI による検査の際に、レビューの対象となる可能性がある。

子会社の総資本の 100%という上限の適用を受けるには、次の条件を満たしている必要がある。条件に合致しない場合、OSFI は 25%から 100%までの間で、上記よりも低い上限を適用する。

 - 信用供与総額が子会社の総資本の 50%を超えた場合、親会社がそれを認知し、制裁を課すようになっていること。
 - 会計基準、資本要件、数理計算に関し、親会社および子会社が適切な監督を受けていること。
 - 親会社が連結ベースでの大口信用規制の対象となっていること。
 - 親会社が子会社を継続的に資金面で支援していると OSFI が判断していること。
 - 親会社の本国において、損失発生の際に親会社から資本の供与を受けることに関し、法律上、規制上、財政上の制約がないこと。
- 損害保険会社を対象とする投資の集中に関する規制
 - ◆ 国内損害保険会社

同一対象（会社関係者を含む）への投資（子会社による投資を含む）の簿価総額は、損害保険会社の資産の 5%を超えてはならない。
 - ◆ 外国損害保険会社のカナダ支店

同一対象（会社関係者を含む）への投資（子会社による投資を含む）の簿価総額は、損害保険会社のカナダにおける資産の5%を超えてはならない。

（２） ソルベンシー・マージン比率規制

① カナダにおけるソルベンシー・マージン規制

（a） 導入状況

カナダでは、ソルベンシーに関する規制として、生命保険会社及び損害保険会社に対して、それぞれ別々の方式による計算によって、最低水準の資本の確保を求めている。

生命保険会社では、資本の十分性を測る基準として最低事業継続資本・剰余金要件（Minimum Continuing Capital Surplus Requirement、以下 MCCSR）が 1992 年より導入されており、OSFI が生命保険会社の経営の健全性を判断する際に用いる指標の一つとなっている。また、損害保険会社においては、同様の基準として最低資本テスト（Minimum Capital Test、以下 MCT）が 2003 年より導入されている。MCT は OSFI が損害保険会社の資本十分性を計測して、その財務状況を評価するために使用する指標の一つとなっている。

（b） ソルベンシー規制の概要

最低必要資本を計算するのに必要なリスクベースの算式を使用し、最低資本を充足するために利用可能な資本が定義されている。最低限遵守すべき MCCSR は 120% となっているが、監督上の目標水準は市場及び経済環境の変動や国際的な環境変化に対応するため 150% となっている。MCT は、最低限遵守すべき比率は、100% となっており、監督上の目標水準は 150% となっている。実務上はどちらも監督上の目標水準を維持することが求められている。

資本要件は次のとおりである。MCCSR では、デフォルトリスク、死亡率・罹病率・解約・失効率リスク、予定利率設定リスク、金利環境変動リスク、分離勘定保証リスクの各リスク要素に分類される特定のオン・バランス及びオフ・バランスの資産または負債に、所定の係数を乗じ、それぞれの算出結果を合計して必要資本額を求めている。MCT では、資産リスク、未経過保険料・未払い保険金のマージンによる契約負債リスク、災害準備金・追加契約準備金リスク、オフバランスシート・エクスポージャーリスクといったリスクに対する資本が必要とされており、これらの合計額が損害保険会社の最低資本要件となっている。

なお、行政の具体的な介入基準の関連は法令で定められておらず、MCCSR がどの程度になったらどのような介入が行われるかは行政の裁量に委ねられている。

**② ソルベンシー・マージン比率規制整備後の資産運用比率規制の趣旨
…仕様書② (iii)**

前述のとおり、カナダでは1992年以来、「プルードント・パーソン・アプローチ」が採用され、保険会社の投資ポートフォリオについては一律の規範による規制ではなく、それぞれの保険会社が自社の事業戦略や業務の複雑さ、リスクの性質に適合した投資方針を取締役会の承認を経て策定・文書化することとなっている。

資産ごとの投資上限については、各保険会社がこの投資方針において設定するよう要求されている。ただし、株式、不動産、商業貸付に関しては、別途法令による上限が設けられているため、各保険会社はこれを下回る水準で、自社の投資方針における上限を設定しなければならない。

**③ ソルベンシー・マージン比率規制の整備に伴う資産運用規制に対する意見
…仕様書② (iv)**

今回は特に本項目に関する意見はいただいていない。

EU

1. 資産運用規制

(1) ソルベンシー・マージン比率規制

現在、欧州において、EU加盟国ではソルベンシー I が導入されている。ソルベンシー I には、考慮されるリスクの範囲が限定的である、投資先のリスクが反映されていない等の問題点が指摘されており、よりリスクを反映する規制の必要性が認識されてきた。そこで、ソルベンシー規制の抜本的に改革しようという機運が EU で高まり、2012 年 10 月より新たな規制であるソルベンシー II に移行することになっている。

2009 年 4 月に欧州議会（European Parliament）によって、ソルベンシー II 指令が採択され、現在は、施行に向けて詳細な規定の制定、ガイドラインの作成等の準備が行われている。

ソルベンシー II は欧州委員会（European Commission）が中心となって検討しており、詳細な検討は欧州保険職域年金監督者委員会²⁷（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors、以下 CEIOPS）が担っている。CEIOPS は加盟国の監督者によって構成されており、各国の監督者をメンバーとする各種ワーキンググループにおいて導入方法等を検討するとともに、外部の有識者から構成される諮問委員会の助言を受けつつソルベンシー II 導入の準備を行っている。

① ソルベンシー II の導入

ソルベンシー II は、現行のソルベンシー I を大幅に改善した先進的なソルベンシー規制である。定量的要件、定性的要件、情報開示等の三本柱から構成されている。ソルベンシー II では、バーゼル II を手本として、現行のソルベンシー I を進化させ、定量的要件に定性的要件、情報開示等が加えられた。

ソルベンシー II では、定量的要件もソルベンシー I から変更がある。定量的要件では、基本的には、契約者保護のために保険会社がソルベンシーを確保できるように、リスクに見合った資本を確保するべきであるという考え方にに基づき資本要件が定まっている。国や地域によりリスクの評価方法に差異があるが、これらは①保険料または支払保険金の一定割合とする方式、②リスクの基礎となる数値を一定のフォーミュラに代入して求める方式、③規制で定める将来予測を反映した標準的なモデルによって算出する方式、④保険会社が独自に構築した内部モデルの使用を承認しこれに基づき算出する方式などの多様な方式に分かれている。ソルベンシー I は、保険料または

²⁷ 2011 年 1 月 1 日より欧州保険年金機構（European Insurance and Occupational Pension Authority : EIOPA）に改組されている。

支払保険金の一定割合とする方式が採用されている。①前年保険料の一定割合、②過去3年間の損害保険金の平均額の一定割合のうち、いずれか高い金額が資本要件としており、この要件はリスクとの関連性は高くないものである。一方、ソルベンシーIIでは、標準モデルが採用されている。使用するモデルの柔軟性は低いが、比較的個別会社のリスクを反映した資本要件を算出することができる。なお、監督者の承認を前提に内部モデルの使用も認められている。

② ソルベンシーIIの概要

(a) 定量的要件

ソルベンシーIIの資本要件はソルベンシー資本要件（SCR）と最低資本要件（MCR）の2種類があり、適格自己資本がこれらを上回ることが要求される。経済価値による評価、トータルバランスシート方式が採用されている。

ソルベンシー資本要件（SCR）は、早期警戒のための資本要件である。保有期間1年、99.5%VaRにより計量する。標準フォーミュラに加えて、監督者の事前承認を前提に内部モデルの使用も認められている。最低資本要件（MCR）は保険業を営むにあたり最低必要とされる資本であり、この水準を割り込む場合には監督者が最終的な措置をとることもある。SCRよりも低い水準であり、計量方法の自由度は低い。

資本評価は次のとおりである。適格自己資本は、自己資本をTier1からTier3の3種類に分類したうえで求める。SCRとMCRでは適格条件が異なっている。自己資本は、資産の公正価値から負債の公正価値を差し引いた金額をベースとしている。

(b) 定性的要件、情報開示等

定性的要件は、保険会社のガバナンス、リスクマネジメント、リスクとソルベンシーの自己評価及び監督行為などを規制する。

情報開示等は、透明性を高めることにより市場規律をもたらす安定化に寄与する。監督者には一層多くの情報を提供することになる。

(c) その他

ソルベンシーII指令では、グループ監督として次の規定が設けられている。ソルベンシーII指令227条では、グループが欧州域外の第三国で1つ以上の会社に資本参加している場合のグループ・ソルベンシー計算について取り扱っている。原則的には、資本参加をソルベンシーIIに従って取り扱うものとしているが、第三国の体制が欧州と同等であると考えられる場合には、当該資本参加は当該国の要件に従いSCR（ソルベンシー必要資本）と自己資本を有することができる。ソルベンシーII指令260条では、欧州域外の第三国で保険事業を行うグループ監督について規定されている。そこでは、第三国のグループ監督体制が欧州と同等だと考えられる場合には、当該グループは、ソルベンシーIIの下での欧州におけるグループ監督を免

除される。グループ監督の同等性が認定された場合には、当該第三国の監督者は、欧州の監督者と同様な方式で欧州の監督者と共に業務を行う必要があるとされている。

◆本調査研究に関する照会先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

産業研究室 金融グループ

電話 03-6711-1244 Fax 03-6711-1289